

第百八十一條 豫審判事は証人を以て愛憎畏懼の心なく正實に陳述を爲す可きことを宣誓せしむ可し

豫審判事の証人に宣誓書を讀聞かせ之は署名捺印せしむ若し署名捺印すると能はざる時は其旨を附記を可し
宣誓書は訴訟書類に添置く可し

第百八十二條 左に記載したる者は証人と爲ることを許さず但實事参考の爲め其陳述を聽くことを得

- 一 民事原告人
 - 二 民事原告人及び被告人の親屬
 - 三 民事原告人及び被告人の後見人又は是等の者の後見を受くる者
 - 四 民事原告人及び被告人の雇人
- 第百八十三條 左に記載したる者亦前條と同し

第百八十四條 十六歳未満の幼者及び心神喪失者又は心神薄弱者若し其の陳述を可し

二 知覺精神の充分ある者
三 癡癡者

四 公權濫用奪せられ又は公權を停止せられたる者
五 重罪事件に付き重罪裁判所に移すの旨渡を受け又は重禁錮の刑に該る可き輕罪事件に付き公判に付せられたる者

六 現に陳述を爲す可き事件に付き會て訴を受け其証憑充分ならざるに因り疑訴の曾渡を受けたる者

第百八十五條 証人宣誓を肯せず又の宣誓して陳述を肯せざる時の豫審判事檢事の意見を聽き刑法第百八十條に従ひ罰金を言渡す可し但し其言渡に對しての故障及び控訴を許さず
醫師藥商稗娯又の代盲人辨語人代盲人公証人若くは神官僧侶其身分職業に關す

秘密の事件に付き委託を受けたる者の前項の例に在らず

第八十四條 証人の他の証人及び被告人と各別に之を訊問す可し但事實發見の爲

め必要ありとする時の証人を他の証人及び被告人と對質せしむることを得

第八十五條 豫審判事の証人の陳述を確實ならしむる爲め必要ありとする時の重

罪輕罪の犯所又の其他の場所に同行することを得

若し證人同行することを肯せざる時の第七十六條の規則に従ひ罰金を言渡す可

し

第八十六條 第五十六條第五十七條の規則の証人未付ても亦之を適用す

第八十七條 皇族又の勅任官 証人なる時の豫審判事書記と共に其所在に就て陳

述を聽取可し

第八十八條 豫審判事書記の陳述未付各別に調書を作る可し

其調書及び證人宣誓を爲したると又の爲さざるの事由を記載す可し

第八十九條 豫審判事の証人に其陳述の相違さや否を知らしむる爲め書記をして

て調書讀聞かせしむ可し

証人の其陳述を變更増減せんことを請求するを得書記の其請求ありたると及び變更

増減の條件を調書に記載し豫審判事及び証人と共に署名捺印す可し若し證人署名

捺印すると能はざる時の其旨を附記す可し

第九十條 証人の即時に出廷に付ての旅費日當を要むることを得

若し日稼を以て生業とする者ある時の旅費日當の外日稼高に等しき償金を要むる

ことを得

本條の場合に於ての豫審判事其金額を定め之を言渡す可し

第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事の犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を

必要ありとする時の學術職業に因り鑑定することを得可き者一名又の數名をして

鑑定を爲さしむ可し

第九十三條 鑑定人の書記局より呼出状を以て之を呼出す可し其呼出状の犯罪事件に付き鑑定を命ずると及び呼出に應ぜざる時の罰金を言渡す可きことを記載す可し

鑑定人呼出に應ぜざる時の第七十六條の規則に従ひ處分す可し但勾引證を獲ることを得ず

第七十七條の規則の本條も亦之を適用す

第九十三條 鑑定人の正實な鑑定す可きの宣誓を爲す可し其宣誓の第八十條の式に従ふ

書記の鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾に記載し之を宣誓書を添置す可し

第九十四條 鑑定人宣誓を肯せざる時の豫審判事檢事の意見を聴き刑法第七十

九條に従ひ罰金を言渡す可し但其言渡す對しての故障及び控訴と許さず

第九十五條 第八十一條第八十二條に記載したる者には鑑定を命ずることを得ず但急迫の際正當の鑑定人と爲る可き者あり時の事實參考の爲め鑑定を命ずると得

第九十六條 豫審判事の成る可く鑑定に立會ふ可し

第九十七條 豫審判事の鑑定人の請求あり又職權を以て鑑定人を増加し又別人をして鑑定せしむることを得

第九十八條 鑑定人の鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時間を詳記す可し

若し結果を得ざる時其推測する所を記載す可し
鑑定人意見を異よする時各自鑑定書を作り又各自の意見を一箇の鑑定書に記載す可し

第九十九條

鑑定人の鑑定書は年月日を記載し署名捺印及び契印す可し

又鑑定書あり豫審判事之を受けりたる年月日を記載し書記と共に檢印す可し

鑑定書は鑑定命令書に添置く可し

外國人鑑定を爲したる時其鑑定書を裁判所より命じたる通事の作りたる譯本を添置く可し

第一百條

鑑定人及び通事に旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第二百一條

豫審判事の檢事より先現行の重罪輕罪あることを知りたる場合に於て

其事件急速を要する時其檢事の請求を待たず直ちに其旨を通知し豫審に取掛ることを得

豫審判事の犯所に臨檢令狀を發し其他此章に定めたる規則に従ひ豫審の處分を爲すことを得

豫審判事の犯所に臨檢令狀を發し其他此章に定めたる規則に従ひ豫審の處分を爲すことを得

第二百二條

前條の場合に於て檢事の起訴ありしと雖も豫審判事檢證調書を作

るを以て公訴を受理したる者として其調書あり現行の重罪及び輕罪あることを記載す可し

豫審判事の速に書類を檢事は送致す可し但檢事より其豫審手續を繼續す可し

に非ざるの意見ありと雖も通常の規則に従ひ之を終結す可し

第二百三條

檢事の豫審判事より先現行の重罪輕罪あることを知りたる時豫審判

事を待つとなく其旨を通知して犯所を臨檢し豫審判事小屬する處分を爲すことを得但罰金の言渡を爲すことを得ず

證人及び鑑定人の陳述の宣誓を用ふるをなく之を聽く可し

第二百四條

前條の場合に於て檢事の證憑書類に意見書を添へ速かに之を豫審判事

に送致す可し

第二百五條

第二百三條に於て檢事に許したる職務の司法警察官も亦假に之を行ふ

とを得但令状を發せるとを得ず

司法警察官の証憑書類に意見書を添へ被告人と共に速かき之を檢事に送致す可し

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時の二十四時内に之を訊問し調書を作り勾留

狀を發すると否とを問はず一切の書類を請求書を添へ豫審判事に送致す可し

若し起訴を爲す可からざる者と認めたる時の直ちに被告人を放免す可し

第二百七條 豫審判事の二十四時内被告人を訊問す可し此場合に於ては檢事の發

したる勾留狀を解き又之を存することを得

第二百八條 豫審判事の檢事又司法警察官の爲したる手續に付き更に其取調を爲

すことを得但檢事又司法警察官の作りたる調書の之を訴訟書類に添置く可し

第二百九條 檢事の輕罪の現行犯に係る場合に於て勾留狀を發したると否とを拘り

らず被告人を訊問したる後豫審を求むる及ばずと思料したる時の直ちに輕罪裁

判所に呼出すとを得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事の豫審中勾留狀又の收監狀を受けたる被告人請求し因り檢事

の意見を聞き何時にても呼出應じ出廷す可し證書を差出さしめ保釋を許すこと

を得

被告人無能力ある時の親屬又の代人より保釋を求むることを得

第二百十一條 前條の證書の書記局に差出す可し

保釋中被告人を呼出す時の出廷より二十四時前其報知を爲す可し

第二百十二條 保釋を許すもの金圓を以て被告人の出廷を保証せしむ可し但豫審判

事其金額を定め保釋を許すの言渡に書記を可し

第二百十三條 保証を爲すに被告人又其他の者より保証金若くは貯金預所又

銀行の預証書を書記局に差出す可し

又裁判所の管轄地内に住し且充分なる資力ある者より金額を充つ可し保証書を

差出すことを得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくし、出廷せざる時の保証金の全部又ハ幾分を没入す可し

第二百十五條 保証金を没入するより検事の意見を聴き豫審判事其言渡を爲す可し若し他人の保証に係る時の民事の規則に従ひ之を徴収す可し

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時の保釋の言渡を取消す可し又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要ありとする時の検事の意見を聴き其言渡を取消す可し

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又ハ罰金に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時の検事の意見を聴き前に没入したる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又ハ罰金に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲し若くハ保釋の言渡を爲し若くハ保釋の言渡を取消したる時の保証金を還付す可し

第二百十九條 豫審判事の保釋の請求あると否とを問はず検事の意見を聴き被告人を其親屬又ハ故舊に責付することを得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事の被告事件其管轄に非ずとし又ハ他ハ取調を要せざることをしと思料したる時の豫審終結の處分を付し検事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し

第二百二十一條 検事の訴訟書類又意見を付し三日内之を還付す可し

第二百二十二條 検事の豫審充分ならずと思料したる時の其條件に付き更に取調を請求するを得若し豫審判事其請求を肯せざる時の検事訴訟書類又意見と付し二十四時内に之を還付す可し

第二百四十二條 豫審判事は檢事の意見如何なるを問ひす後に記載したる言渡を以て豫審を終結と可し

第二百二十三條 豫審判事の被告事件其管轄に非ざるを認めたる時の其旨を言渡す可し若し勾留を要する者と認めたる時の前を發したる令状と存し又の新に令状を發し其事件を檢事に交付す可し

第二百二十四條 豫審判事の左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時の赦免の言渡を爲す可し

一 犯罪の証憑充分ならざる時

二 被告事件罪と爲らざる時

三 公訴の期滿免除と爲りたる時

四 確定裁判を経たる時

五 大赦ありたる時

第六法律に於て其罪を全免する時

本條の場合に於て被害者の民事裁判所は非ざるを要償の訴を爲すを得ず

第二百二十五條 被告事件違警罪ありと思料したる時の違警罪裁判所へ移すの言渡

と爲し且被告人勾留を受けたる時の釋放の言渡を爲す可し

第二百二十六條 被告事件輕罪ありと思料したる時の輕罪裁判所へ移すの言渡を爲

可し

被告人勾留を受けたる場合に於て罰金の刑を該る可き者と思料したる時の釋放の

言渡を爲す可し

禁錮の刑に該る可き者と思料したる時の保釋を許し又の責付を爲すを得

若し被告人未だ勾留を受けざる時の令状を發するを得

第二百二十七條 被告事件重罪なりと思料したる時の重罪裁判所へ移すの言渡を爲

可し若し保釋を許し又の責付を爲したる時の其言渡を取消す可し

重罪裁判所に移すの言渡書及び控訴裁判所検事長の指揮あるまで豫審と爲したる

裁判所の監督に被告人を留置す可きことを記載す所し重罪裁判所に移すの言渡書

第二百二十八條 豫審終結の言渡書の事實及び法律は依り其理由を付す可し

管轄に非ざるの言渡を爲す其理由を明示し若し被告人を勾留す可き時其

理由を明示す可し

免訴の言渡を爲すは其被告事件罪を爲し公訴受理す可からざるに及び其原

由又犯罪の證據充分ならざる時其旨を明示す可し

違警罪裁判所輕罪裁判所又重罪裁判所に移すの言渡を爲すは犯罪の性質摸樣

證據の充分なるに及び其罪を罰す可き法律の正條を明示す可し

第二百二十九條 前條の言渡書に付第二百十條の規則に従ひ被告人の氏名等を明示

す可し

第二百三十條 書記の速かに豫審終結の言渡書の謄本を檢事民事原告人及び被告人

送達す可し但是等の者の第三百四十六條以下の規則に従ひ其言渡に對し故障を爲すを得

第二百三十一條 被告人を逮捕するに能はざる場合に於て重罪裁判所又禁錮の刑

を賦する可き輕罪に付し輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時其旨を言渡書に記

載す可し但被告人の現に勾留を受くるに非ざれば其言渡を對し上訴を爲すを得

第二百三十二條 前條の場合に於て檢事又民事原告人の假に被告人の財産を差押

ふ可きことを民事裁判所を請求するを得

第二百三十三條 豫審終結の言渡を爲したる時豫審判事より速かに其旨を裁判所

長に報告す可し

又十五日毎に未決の豫審判事に付し簡略なる報告書を差出す可し

第五章 豫審上訴 第六節 豫審上訴の審理

第二百三十四條

左の場合に於ては、検事又は被告人より豫審終結に至るまで何時にても故障を爲すことを得

一 管轄違の申立を棄却したる時

二 法律の背き令状を發し又之を發せざる時

三 法律の背き保釋責任を爲し又之を爲さざる時

四 越權の處分ある時

民事原告人の私訴に付き第四の場合に於て故障を爲すことを得

第二百三十五條

故障を爲さんとする者の其裁判所の書記局は趣意書を差出す可し故障ありたる時の書記其趣意書の原本を對手人に送達し對手人の三日内に答辨書を差出すことを得

故障ありたる豫審處分の執行を停止せず但保釋責任を爲したるに付き検事より故障ありたる時の其執行を停止す

第二百三十六條

故障の其裁判所の會議局は於て判事三名以上は趣意書答辨書其他訴訟書類及び檢事の意見書に依り之を判決す可し

會議局の言渡り速に之を執行す但其言渡りに對して豫審終結の言渡りありたる後上告を爲すことを得

第二百三十七條

左の場合に於ては、檢事被告人又の民事原告人より豫審終結に至るまで豫審判事を忌避することを得

一 豫審判事又の其配偶者と被告人被害者又の是等の者の配偶者と親屬ある時

二 豫審判事被告人又の民事原告人の後見人ある時

三 豫審判事又の其配偶者に於て民事原告人被告人又の是等の者の親屬より賄賂を非すと雖も贈物を收受し若くは聽許したる時

第二百三十八條

忌避の申立の豫審判事に之を爲す可し但其申立を爲すに趣意書一通を書記局に差出す可し

書記の趣意書を豫審判事に送致し豫審判事其送致を受りたるより二十四時内に其申立を認可し又其棄却せらるる趣意書の紙尾に記載し一通を書記局に藏置一通を本人に送達す可し

第二百三十九條 豫審判事忌避の申立を棄却したる時其申立人より故障を爲すと得

會議局に於ての故障の趣意書及び豫審判事の辨明書に依り判決を爲す可し

第二百四十條 豫審判事忌避の申立ありたる時又其由立を棄却したるに付故障ありたる時雖も豫審の手續を繼續す可し但終結の言渡を爲すと得又急速を要せざる事件に付て豫審の手續を停止すると得

第二百四十一條 會議局に於て忌避に付ての故障を棄却したる時其被告を爲すと得但豫審終結の言渡ありたる後に非されし之を爲すと得

第二百四十二條 豫審判事自ら第二百三十七條に定めたる理由あることを認め又は回

避す可き者と思料したる時會議局に回避の申立を爲す可し

第二百四十三條 會議局に於て忌避又回避の申立を認可したる時裁判所長更に他の判事をして豫審を爲さしむ可し其判事其訴訟關係人の請求に依り又

職權を以て前豫審判事の爲したる處分雖も更に取調を爲すと得

第二百四十四條 書記自ら回避し又其檢事其他訴訟關係人より會議局に申立て之を忌避すると得

第二百四十五條 檢察官の被告人又其民事原告人より之を忌避すると得若し自ら回避す可き者と思料したる時其旨を會議局に申立つると得

檢事補自ら回避す可き者と思料したる時其旨を檢事に申立つ可し檢事其申立を許す可し

第二百四十六條 檢事の總て豫審終結の言渡に對し故障を爲すと得

民事原告人の私訴に付し越權の處分あるに因り豫審終結の言渡に對し故障を爲
るを得

被告人の重罪裁判所に移すの言渡を對し故障を爲るを得輕罪裁判所又の違警罪
裁判所に移すの言渡に對して豫審判事の管轄違越權又の共事件と移す可き裁
判所の管轄違非され故障を爲るを得

第二百四十七條 故障の期限の一日なりとす但言渡書の送達ありたるより之を起
算す

第二百四十八條 檢事民事原告人及び被告人故障を爲すに申立書を書記局に差出
し可し書記の速かに其旨を對手人に通知を可し

故障申立人の三日内お趣意書を書記局に差出す可し
書記の速かに趣意書を對手人に送達し對手人の三日内に答辨書を差出すを得

第二百四十九條 故障ありたる時の對手人よ其判決あるまで何時にても附帶の故

障と爲すを得

附帶の故障ありたる時の書記より其趣意書を對手人へ送達す可し
對手人の三日内に答辨書を差出すを得

第二百五十條 豫審終結の言渡の期限内又故障ありたる時の其判決あるまで
執行を停止す但被告人を勾留し又の保釋責付を取消の言渡の其執行を停止せず

第二百五十一條 書記の故障趣意書答辨書其他訴訟書類と會議局に差出す可し

第二百五十二條 會議局に於て第二百五十六條の規則に從ひ故障の判決を爲す可
し

豫審判事の言渡を認可したる時の其旨を言渡し若し其全部又の幾分と取消したる
時の全部に付き更の言渡と爲す可し

又被告人を保釋責付し又の勾留するの言渡を爲るを得

第二百五十三條 會議局に於て必要ありとする時の判事一名をして更に豫審を爲し

又の其指示する所の條件を付し更に取調を爲し其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條

會議局に於て故障の取調中管轄違越權又ハ公訴受理す可からざることを發見したる時の職權を以て豫審判事の言渡を取消すことを得

第二百五十五條

會議局に於て故障の取調中共犯の起訴を受けざる者あると附帶

の犯罪に付き豫審を受けざる者あることを發見したる時の檢事の請求に因り又ハ職

權を以て判事一名として豫審を爲し其報告書を差出さしむ可し

檢事の意見書を差出す可し

會議局に於てハ報告書其他訴訟書類に依り故障と共に之を判決す可し

第二百五十六條

故障の判決ありたる時の速に其言渡書の謄本を檢事民事原告人及

ハ被告人に送達す可し

第二百五十七條

檢事其他訴訟關係人の會議局の言渡に對し上告を爲すことを得

第二百五十八條 被告人に送達す可き言渡書にハ其言渡に對し上訴するを得可きこと

及び其期限を記載す可し其記載なき時の規則に従ひ更ハ言渡書の送達あるまで被告人上訴の權を失ふとあかる可し

第二百五十九條

第三百一十一條より第三百十三條までの規則ハ豫審の上訴も付ても

亦之を適用す

第二百六十條

重罪裁判所に移すの言渡確定したる時の檢事其言渡書に一切の書類

を添へ速み之を控訴裁判所檢事長ハ送致す可し

檢事長ハ一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所に移すの處分を檢事に命ず

可し

重罪裁判所以外の裁判所に移すの言渡確定したる時の檢事速に其執行を爲す可

し

第二百六十一條

豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其言渡確定したる時の罪名の

變更あるも同一の事件ハ付き更に訴を受くるとなかる可し但新なる證據ある

時此限在らず
新なる證據ある時の検事より之を會議局に差出し會議局に於て其起訴を許す可
しや否を判決す可し

第四編 公判

第一章 通則

第二百六十二條 訴訟事件の審判局の簿冊に登録したる順序に従ひ之を公判に付す可し

裁判所長の未決勾留の日數を減縮する爲め職權を以て其順序を變更することを得
又重要なる事由の爲め檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時も亦順序に變更す
ることを得

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪の訊問辯論及び裁判言渡の之を公行す否らざる時
に其言渡の効をかる可し

第二百六十四條 被告事件公安を害し又ハ猥褻又渡り風俗を害するの恐るる時ハ裁
判所於て檢察官の請求ニ因リ又ハ職權を以て其訊問及び辯論の傍聽を禁ずると
を得其裁判言渡を爲すニ當てハ傍聽を許す可し

第二百六十五條 被告人ハ公廷に於て身體の拘束を受くるとあし但守卒を置くこ
とを得可し

禁錮以上の刑に該る可き被告人疾病あるに非ずして出廷を肯せざる時ハ之を引
致することを得若し出廷して辯論することを肯せざる時ハ對審として裁判言渡を爲
す可し

第二百六十六條 被告人ハ辯論の爲め辯護人を用ふることを得
辯護人の裁判所々屬の代言人中より之を選任す可し但裁判所の允許を得たる時ハ
代言人ハ非ざる者と雖も辯護人と爲すことを得

第二百六十七條 被告人公廷に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辯論を妨礙する時ハ裁判長

より再度告戒を爲し仍は之に従わざる時の檢察官の請求に因り又ハ職權を以て被告人を退廷せしめ若くハ勾留することを得

前項の場合に於てハ對審として引續き辯論及び裁判言渡を爲すことを得
若し辯論二日ハ渉る時の更に被告人を出廷せしむ可し

第二百六十八條 被告人精神錯亂又ハ疾病に因り出廷すると能ハざる時の痊癒ハ至るまで辯論を停止す

辯論ハ取掛りたる後被告人精神錯亂したる時の其痊癒の後漸に辯論を爲す可し其他の疾病に罹る時の痊癒の從前に停止したるより以後の手續を爲す可し但五日間辯論を停止し又ハ檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時の新たに辯論を爲す可し

若し被告事件及び法律の適用ハ付き既に辯論を終りたる時の其痊癒の後更に取調を爲すとあハ裁判言渡を爲す可し

第二百六十九條 禁錮以上の刑ハ該る可き被告人公判の日時に出廷せざると雖も豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人ハ送達したるの證あるに非ざればハ闕席裁判を爲す可からず

豫審終結の言渡書又ハ呼出狀を本人に送達すると能ハざる場合に於てハ裁判所ハ猶豫の期限を定め其期限内ハ被告人出廷せざる時の闕席裁判を爲す可きの告知書を親屬若くハ戸長に送達す可し

第二百七十條 闕席したる被告人に付てハ辯護人を用ふることを許さず但し其親屬故舊ハ被告人の出廷すると能ハざるの事由を證明することを得

裁判所ハ於て其事由を正當たりとする時の檢察官の意見を聽き裁判を延期することを得

第二百七十一條 被告人中の一名又ハ數名出廷せしと雖も出廷したる者に付てハ通常規則ハ從ヒ對審裁判を爲す可し

第二百七十二條

裁判長の公廷に於て諸般の取締の爲め相當の處置を爲す可し
稱讚誹謗其他辨論を妨礙する者ある時之を制止し又退廷せしむるを得

第二百七十三條

公廷に於て輕罪違警罪を犯したる者ある時其身分の如何に拘ら
ず裁判長の命令に因り之を取押へ檢察官の意見を聽き直ち裁判と爲し又
の公判を付するの言渡を爲す可し

書記の犯罪の事件及び裁判長の處分に付し即時に調書を作る可し

第二百七十四條

前條の場合に於て違警罪裁判所にて違警罪を付し終審の裁判を
爲し輕罪に付し始審の裁判を爲す可し

輕罪裁判所其他上等の裁判所にて輕罪に付し終審の裁判を爲す可し

第二百七十五條

公廷に於て重罪を犯したる者ある時裁判長被告人及び證人を訊
問し調書を作り裁判所に於て檢察官の意見を聽き通常の規則に従ひ裁判する爲め
豫審判事に送付するの言渡を爲す可し

第二百七十六條

裁判所に於ての訴を受けざる事件は付し裁判を爲す可からず但
然論に因り發見したる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付て此限を在らず
若し附帶の事件に付し豫審を必要ありとする時本案の裁判を停止するを得

第二百七十七條

檢察官被告人及び民事擔當人の始審終審を問はず本案の裁判言渡
あるまで何時も管轄違又は公訴受理す可からざるの申立を爲すを得
裁判所を於ての職權を以て管轄違又は公訴受理す可からざるの言渡を爲すを得

第二百七十八條

裁判所を於て前條の申立を棄却したる時は本案の裁判言渡を待た
ず直ち公控訴又は上告を爲すを得此場合に於ては本案の辯論を停止す

第二百七十九條

檢察官其他訴訟關係人は第二百三十七條に定めたる原由ある時は
違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又は重罪裁判所の裁判官及び書記に對し忌避
の申立を爲すを得

豫審を爲したる裁判官其公判に干預し又は始審裁判を爲したる裁判官其終審裁判に干預したる時亦同也

第二百八十条 忌避の申立り本案の裁判官に至るまで何時も之を爲すことを得

忌避の申立りたる時は本案の辯論を停止す

第二百八十一条 忌避又は回避の申立及び其判決を爲す又は第二百三十八條より第

二百四十五條までは定めたる規則に従ふ

第二百八十二条 忌避又は回避の申立を棄却したる時は前に停止したるより以後の

手續に取掛る可し但五日間辯論を停止したる時之新辯論を爲す可し

變災厄難の爲め訴訟手續を停止したる時亦同也

第二百八十三条 公判に於て用ゐる可き證據は豫審に於て用ゐる可き證據に同じ

第二百八十四条 裁判長は檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て豫審

中管轄官吏の作りたる調書及び檢証書類に朗讀せしむるを得

是等の書類は原被証人の陳述と同一の効と有す

第二百八十五条 調書を作りたる司法警察官の檢察官其他訴訟關係人より證人をし

て之を呼出し又い裁判所の職權を以て之を呼出すとを得

豫審判事の裁判所の職權に因り又い檢察官其他訴訟關係人より其裁判所の允許を

得て調書説明の爲め之を呼出すとを得

第二百八十六条 豫審に於て訊問しる證人の更に之を呼出すとを得

豫審に於て録取したる證人の陳述書に更に其證人を呼出さる時證人呼出を受け

出延せざる時又い豫審及び公判に於ての陳述を比較す可き時檢察官其他訴訟關

係人の請求に因り又い裁判長の職權を以て之を朗讀せしむることを得

第二百八十七條 第七十八條以下の規則は公判の證人にも亦之を適用す

第二百八十八條 證人の互に言葉を接す可からず又陳述前辨論に立會す可からず

第二百八十九條

証人の左の順序を従ひ訊問を可し

一 檢察官の請求に因り呼出したる証人

二 民事原告人の請求に因り呼出したる証人

三 被告人及び民事擔當人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十條

証人数名ある時の氏名目録の順序を従ひ之を訊問す可し但裁判長の証人を呼出したる者の意見と聽き其順序を變更するを得

第二百九十一條

証人及び被告人の裁判長に非され之を訊問するを得ず
陪席判事及び檢察官の裁判長に告げ証人及び被告人を訊問するを得
訴訟關係人の辯論に必要ありとする條件を分明らしむる爲め証人を訊問す可し
とを裁判長に求むるを得

第二百九十二條

証人の陳述不實にして故意に出で禁錮以上の刑に該る可き者と思料したる時の裁判所於て檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又の職權を以て之

を取押へ勾引狀を以て豫審判事に送致す可きの言渡を爲す可し

其証人の陳述の書記之を録取し豫審判事に送致す可し
本條の場合於ては裁判所にて檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又の職權を以て本案の事件に付て裁判の延期を言渡すを得

第二百九十三條

証人呼出に應ぜざる時の裁判所に於て即時に檢察官の意見を聽き左の料料罰金を言渡す可し但其言渡に對しては故障及び控訴を許さず

一 違警罪事件に付ては五十錢以上一圓九十錢以下の料料

二 輕罪以上の事件に付ては一圓以上十圓以下の罰金

被告人缺席したる時の其呼出したる証人出廷せしと雖も料料罰金を言渡す可し

第二百九十四條

前條の言渡書に即時に書記より本人に送致す可し
其言渡を受けたる者三日内に出廷すると能はざりし正當の事由を証明したる時の裁判所於て檢察官の意見を聽き料料又の罰金の言渡を取消す可し但重罪裁判所

閉廳の後、其開廳したる裁判所に其申立を爲す可し

第二百九十五條 証人呼出に應せざる時の檢察官其他訴訟關係人の請求は因り又ハ

裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡を爲すことを得

檢察官自ら其請求を爲さざる時の公判の延期に付き意見を陳述す可し

第二百九十六條 證人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時の檢察官の意見を聽き前

み定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費用を言渡す可し此場合於ても亦

前條は從ひ再び公判を延期するを得但延期したる時の其證人に對し勾引狀を發

す可し

第二百九十七條 第九十一條以下の規則ハ公判ハ於て新ニ命したる鑑定人亦

之を適用す但呼出に應せざる時の第二百九十三條の規則に從ひ處分す可し

鑑定人の鑑定心たる事件ハ付き説明の爲り更に之を呼出す時の證人ハ付き定め

る前數條の規則に從ひ處分す可し

第二百九十八條 被告人暨者及ハ國語ヲ通せざる者ある時の第二百五十六條第

百五十七條の規則に從ふ

第二百九十九條 被告人數名ある時の裁判長其意見を述べ且檢察官其他訴訟關係人

の意見を聽き訊問の順序を定む可し

裁判長の事實發見の爲め必要ありとする時の職權を以て其順序を變更するを得

第三百條 證憑調濟の後檢察官民事原告人被告人其辨護人及び民事擔當人の順次發

言す可し

檢察官其他訴訟關係人の述陳ハ他より妨礙するを得ず

檢察官其他訴訟關係人の述べ且辨論を爲すと得但辨論の最終にハ被告人又ハ辨

護人をして發言せしむ可し

第三百一條 檢察官公訴を抛棄すと雖も裁判所ハ於て本案に付き相當の裁判を爲

す可し

第三百二條 辨論中公判の手續に付き異議の申立ありたる時の裁判所に於て檢察官の意見を聴き直ちに之を判決す可し但其判決に對する控訴又の上告は本案の裁判言渡ありたる後非ざれば之を爲すを得ず

第三百三條 民事擔當人の始審終審を問はず何時までも其訴訟に關係することを得又民事原告人の民事擔當人を以て其訴訟に關係せしむるを得

若し異議の申立ありたる時の其裁判所於て之を判決す可し其判決に對して本案の裁判言渡を待たず直ちに控訴又の上告を爲すを得此場合に於ては本案の辯論を停止す

第三百四條 裁判所於て刑の言渡を爲すに事實及び法律に依り其理由を明示し且一切の證據を明示す可し免訴の言渡を爲すに付ても亦同じ

第三百五條 無罪の言渡を爲すに其理由として被告人が對も犯罪の證據なきことを

明示す可し

第三百六條 裁判所於て公訴の裁判と同時に私訴の裁判言渡を爲す可し

私訴に付き取調未だ充分ならざる時の公訴の裁判ありたる後其裁判言渡を爲すことを得

第三百七條 被告人刑の言渡を受けたる時の裁判所の職權を以て公訴裁判費用の全部又は幾分を擔當す可きの言渡を爲す可し

免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於て公訴裁判費用の官にて之を擔當す可し私訴裁判費用は民事の規則に従て取訴したる者之を擔當す可し

第三百八條 被告人刑の言渡を受けたると否とを問はず没收に係らざる差押物品の所有主の購求ありと雖も之を還付するの言渡を爲す可し

第三百九條 本案の裁判言渡に對する上訴の期限内又上訴ありたる時の其判決あるまで裁判執行を停止す

第三百十條 禁錮以上の刑の言渡を受たる者逃亡したる時の現に捕ら就くに非ざれば上訴を爲すを得ず

第三百十一條 拘留を受けたる者上訴を爲し又の保釋を求むる時の其申立書を監獄長に差出し監獄長より之を其裁判所の書記に差出す可し

第三百十二條 訴訟關係人又の其代人非常の變災厄難に因り上訴期限を經過したる場合に於て其旨を證明したる時の期限を經過したるに因り失ひたる權利を回復するを得但變災厄難を免れたるより通常の期限内に其證據と申立書に添へ上訴を爲す可し

第三百十三條 書記の速かに前條の申立書を對手人に送達す可し對手人の三日内は答辨書を差出すを得
上訴を判決す可し裁判所に於ての會議局にて檢察官の意見を聽き先づ其上訴を受理す可しや否を判決す可し

上訴を受理す可し者と判決したる時の書記をして其旨を訴訟關係人に通知せしめ通常の規則に従ひ本案の裁判を爲す可し

上訴を受理し可からざる者と判決したる時は他の原由ある非ざれば即時に裁判執行を爲さしむ可し

第三百十四條 裁判言渡の辨論を終りたる後公廷に於て即時に之を爲す可し又の次日を之を爲す可し

裁判言渡書の其言渡前 裁判官之を作り書記と共に署名捺印す可し
裁判言渡書より其言渡を爲したる裁判所年月日其事件に干預したる檢察官の氏名を記載を可し

第三百十五條 訴訟關係人の其費用を以て裁判言渡書の原本又の其抜書を求むるとを得但上訴の爲し其求を爲したる時の書記より二十四時内之を下付す可し

第三百十六條 對審裁判に因り刑の言渡ありたる時の裁判長より其言渡を受けたる

者に前條の請求及び其言渡に對し控訴又の上告を爲すを得可きと及び其期限を告知し又闕席裁判に因り刑の言渡ありたる時の其言渡に對し故障を爲すを得可きと及び其期限を言渡書に記載す可し
昔し其告知又の記載ありたる時の通常の規則に從ひ其告知あるまで上訴期限の経過を停止す

第三百十七條

書記の各事件及び各別に公判始末書を作り左の事件其他一切の訴訟手續を記載す可し

- 一 裁判を公行しゝると又の傍聽を禁ずるの言渡ありたると及び其事由
- 二 被告人の訊問及び其陳述
- 三 証人鑑定人の陳述及び宣誓を爲しゝると若し宣誓を爲さざる時の其事由
- 四 原被の證據物件
- 五 辯論中異議の申立ありたると後日を期して申立の可き事件を申立ゝると是等

の事件に付き檢察官其他訴訟關係人の意見及び裁判所の判決

六 辯論の順序及び被告人にして最終の發言せしめたること

第三百十八條

公判始末書に前條に記載したる條件の外言渡を爲したる裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及び書記の氏名を記載す可し

辯論數日に涉る時の其旨及び同一の裁判官出席したることを記載す可し

辯論中豫備判事をして代らしめたる時の其旨を記載す可し檢察官及び書記は付て

も亦同じ

第三百十九條

公判始末書の裁判言渡より三日内に之を整理し裁判長及び書記署名捺印を可し

裁判長の署名捺印せざる以前に公判始末書を檢閲し若し意見ある時の其紙尾に記載す可し

第三百二十條

裁判言渡書及び公判始末書の正本の其裁判所の書記局に保存を可し

上訴ありたる時の裁判長及び書記裁判官渡書及び公判始末書の謄本に認印し之を
上訴書類に添ふ可し

第二章 違警罪公判

第二百一十一條 違警罪裁判所に於て左の條件に因て公訴と受理す

- 一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀
- 二 豫審判事又ハ上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言渡

第二百二十二條 呼出狀の呼出を受く可き者の氏名職業住所出廷の日時被告事件
及び代人をして出廷せしむるを得可き旨を記載す可し若し被告事件の記載なき
場合に於て被告人未だ其證人を呼出さざる時の公廷にて其事件の告知を受けたる
後其呼出及び辯護の爲め二日の猶豫を求むるを得

第二百二十三條 呼出狀の送達を出廷との間少くとも二日の猶豫有る可し

第二百二十四條 違警罪裁判官に被告事件急速を要する時の公判に取掛る前檢察官

其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て對手人の立會を要せずして檢證處分
を爲すことを得

第二百二十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫を以
て之と呼出す可し

又呼出を受けずして出廷したる者と雖も訊問前其名刺を書記に差出したる時は裁
判所に於て證人として其陳述を聴くことを得

第二百二十六條 書記の各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し若し其呼立に應
せざる時の他の事件の裁判を終りたる後其事件を裁判す可し

第二百二十七條 違警罪裁判官の最初に被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を
問ふ可し

官吏の作りたる調書又ハ申立書ある時の書記之を朗讀す可し
檢察官に被告事件を陳述す可し

第三百二十八條 違警罪裁判官の被告人を被告事件を承認するや否を訊問を可し
若し被告人代人を以て白狀を爲す時其署名捺印したる書面を差出す可し

第三百二十九條 被告人の白狀ありたる時他の證憑を差出すに及ばず但裁判所に於ての檢察官民事原告人の請求に因り又職權を以て之を差出さしむるを得
若し白狀なき時原被の證人を訊問し其他證憑ある時之を差出す可し

第三百三十條 檢察官の法律の適用に付き意見を陳述す可し

民事原告人の被害事件を證明し及び要償を付き意見を陳述を可し

被告人民事擔當人又の其代人の答辨を爲す可し

第三百三十一條 呼出を受けたる被告人民事擔當人又の其代人出廷せざる時檢察官及び民事原告人の請求する所を聽き闕席裁判を爲す可し
民事原告人出廷せざる時亦同し

第三百三十二條 闕席裁判言渡書の檢察官其他訴訟關係人の請求に因り闕席したる

者又の其任所に之を送達す可し

闕席裁判を受けたる者故障を爲さんとする時言渡書の送達ありたるより三日内
に其申立書を書記局に差出す可し

第三百三十三條 裁判所に於て先づ故障の申立を受理す可きや否を判決す可し若し
受理す可き者と判決したる時書記より故障ありたると及び其事件を公判に付す
可き日時を故障の對手人に通知する爲め呼出狀を送達す可し但其送達と出廷との
間少くも二日の猶豫ある可し

又公判に付す可き日時を其前日に故障の申立人に報知す可し

第三百三十四條 故障の申立を受理しうる場合あつて第三百二十六條より第三百
三十條までの規則に従ひ更に裁判を爲す可し
其裁判に闕席したる者の故障を爲すとを得

第三百三十五條 犯罪の證憑充分あらざる時裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し

又第二百二十四條第三以下の場合に於て免訴の言渡を爲す可し
第三百三十六條 被告事件違警罪にして且證據充分なる時の法律に従ひ刑の言渡を爲す可し

第三百三十七條 被告事件重罪又ハ輕罪ある時の管轄違の言渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢事に送致す可し但被告人ハ對し勾留狀を發せざるを得

第三百三十八條 違警罪裁判所の裁判言渡ハ對して左の區別ハ從ヒ輕罪裁判所に控訴するを得
一 被告人ハ拘留の刑の言渡を受たる時

二 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡民事上治安裁判所の終審の金額を超過したる時

三 檢察官其他訴訟關係人の上記記載したる原由からざる時と雖も管轄違越權擬律の錯誤又ハ無效の記載ある規則に背きたる時

第三百二十九條 控訴を爲さんとする者の原裁判所の書記局に其中立書を差出す可し但其申立の期限ハ對審裁判付ての言渡より三日内又闕席裁判に付テ故障あらざる時の本人又ハ其住所に言渡書の送達ありたるより五日内とす
控訴を爲その申立ありたる時の書記より其旨を對手人に通知す可し

第三百四十條 訴訟ハ關する一切の書類ハ檢察官より控訴を受く可き裁判所の書記局に之を送致す可し
若シ檢察官控訴の申立人又ハ對手人なる時の控訴を受く可き裁判所の檢察官に其審見書を差出す可し

第三百五十一條 控訴を受く可き裁判所に於ての書記局より訴訟關係人ハ對し呼出狀を發したる後其裁判に取掛る可し
呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫ある可し
證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百四十二條 控訴の對手人の其裁判言渡あるまで何時にても附帶の控訴を爲す
とを得但附帶の控訴は公庭に於て直ちに之を申立てるとを得

第三百四十三條 控訴に係る事件の輕罪の裁判と爲すに付き定免たる規則に従ひ之
を裁判す可し

檢察官其他訴訟關係人の裁判長の允許を得るに非ざれば新なる證人又の始審に於
て陳述したる證人を呼出すとを得ず

第三百四十四條 控訴を受けたる裁判所より於て原裁判言渡を認可するの言渡を爲
し又之を取消し更み裁判言渡を爲す可し

被告人のみ控訴を爲したる時の原裁判言渡より重き刑を言渡すとを得ず
私訴に付ての控訴の裁判の通常民事の規則に従ふ

第三百四十五條 第三百四十一條以下の規則の控訴の闕席裁判に付ても亦之を適用
す

第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人は違警罪事件の終審の對審裁判言渡に對し
上告を爲すとを得

第三章 輕罪公判

第三百四十七條 輕罪裁判所より於ては左の條件に因て公訴を受理す

- 一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發しうる呼出狀
- 二 豫審判事輕罪裁判所會議局又は上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言
渡

第三百四十八條 呼出狀に付ては第三百二十二條第三百二十三條の規則に従ふ

第三百四十九條 被告事件罰金の刑に該る可き時は代人をして出廷せしむるとを得
可き旨を呼出狀に記載す可し

民事原告人及び民事擔當人は代人をして出廷せしむるとを得

第三百五十條 證人は呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を

呼出す可し

第三百五十一條 第三百二十四條の規則は豫審を経たる輕罪事件にも亦之を適用す

第三百五十二條 檢察官は裁判長より被告人の氏名年齢職業住所及び出生の地を

問ひたる後被告事件を陳述す可し

民事原告人は被告事件を證明す可し

調書又之申立書ある時は書記をして之を朗讀せしめ次ハ原被證人の陳述を聽き且

證據物件を被告人に示し辯解を爲さまむ可し

被告人及び民事擔當人は答辨を爲す可し

第三百五十三條 檢察官は法律の適用に付き其意見を陳述す可し

民事原告人は要償不付き其意見と陳述す可し

被告人及び民事擔當人は更に答辨を爲すことを得

第三百五十四條 罰金の刑は該る可き被告人又ハ第二百六十九條の規則に従ひ闕席

裁判を爲すことを得可き被告人其呼出の日時に出席せざる時の闕席裁判を爲す可し

第三百五十五條 闕席裁判は關する第三百三十一條より第三百三十四條までの規則

ハ此章より亦之を適用す

第三百五十六條 闕席裁判は因り禁錮の刑の言渡を受けたる被告人ハ左の場合を除

くの外ハ刑期満免除に至るまで故障を爲すことを得

一 被告人本案の裁判前豫め裁判す可き事件を申立たる時

二 裁判言渡書を本人に送達したる時

三 被告人裁判執行を因り刑の言渡ありたることを知りたるの證ある時

第一の場合に於ては言渡書の送達ありたるより第二第三の場合に於てハ言渡あり

たることを知りたるより三日内ハ故障を爲すことを得

第三百五十七條 裁判所は於て事實發見の爲め必要なりとする時の檢察官其他訴訟

關係人の請求に因り又ハ職權を以て新ある證人を呼出し鑑定人を命し若くハ臨檢

を爲すことを得但是等の處分を爲すに付て第三編第三章に定むる規則に従ふ
又豫審を経ざる事件か付きて豫審判事をして其指示する所の條件に付き取調を
爲し且其報告書を差出さしむることを得

第三百五十八條 犯罪の證據充分あらざる時の裁判所に於て無罪の言渡を爲す可し
又第二百二十四條第三以下の場合お於て免訴の言渡を爲す可し本條の場合に於
て被告人勾留を受けざる時の放免の言渡を爲す可し

第三百五十九條 被告事件違警罪なる時の終審の裁判言渡を爲し且被告人勾留を受
けたる時の釋放の言渡を爲す可し

第三百六十條 被告事件重罪ある時の管轄違の言渡を爲し若し豫審を経ざる時は
豫審判事に送付するの言渡を爲す可し但被告人勾留を受けざる時の勾引狀を發す
可し

訴訟書類及び證據物件の檢察官より之を豫審判事に送致す可し

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時の之を其裁判所の會議局お送付するの言
渡を爲す可し

會議局お於て第二百五十三條第二百五十五條の規則に従ひ取調を爲し被告人を
管轄裁判所お送付するの言渡を爲す可し

第三百六十二條 會議局の言渡に因り事件を受理したる場合に於て新なる證據と發
見するとおかくして其事件を重罪ありとする時の管轄違の言渡を爲す可し

檢事の大審院に裁判管轄を定むるの訴を爲す可し

第三百六十三條 前二條の場合お於て會議局又は大審院の判決あるまで檢察官の
請求お因り又ハ裁判所の職權を以て被告人を其裁判所の監倉に留置するの言渡を
爲すことを得

又第二百十條以下の規則又從ひ保釋に付き判決を爲すことを得

第三百六十四條 被告事件輕罪として且證據充分なる時の法律お從ひ刑の言渡を爲

第三百六十四條 被告人禁錮の刑の言渡りを受けたる時、當然保釋責任を取消したる者とす但上訴中更に保釋を求むるを得

第三百六十五條 檢察官其他訴訟關係人の左の區別に従ひ輕罪裁判所の裁判言渡りに對し控訴裁判所に控訴するを得

一 檢察官は輕罪裁判所の刑の言渡りたる時但違警罪事件として言渡りたる場合よ於て其事件を輕罪ありとする時

二 被告人の違警罪不付の言渡を除くの外刑の言渡を受けたる時

三 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡民事上始審裁判所の終審の金額を超過したる時

四 檢察官其他訴訟關係人の管轄違越權擬律の錯誤又は無効の記載ある規則に背きたる時

第三百六十六條 控訴裁判言渡りたるより五日以内之を爲すことを得

開席裁判を受けたる者の刑の期滿免除に至るまで何時にても故障を爲さずして直ちお控訴を爲すとす得但第三百五十六條の場合よ於て五日内に之を爲す可し

第三百六十七條 公訴の裁判言渡りに對し控訴ありたる場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ檢察官より之を控訴裁判所の監倉に移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及び第三百四十四條の規定ハ此章よ亦之を適用す

第三百六十九條 輕罪裁判所檢事の控訴又ハ檢事長の附帶の控訴ありたる場合よ於て被告事件を重罪ありとする時ハ第二百五十五條の規則に従ひ會議局に於て重罪裁判所に移すの言渡を爲す可し

第三百七十條 控訴の開席裁判及び其故障不付ハ始審の開席裁判及び其故障に付て定めたる規則に従ふ

第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人の輕罪裁判所の終審の對審裁判言渡及び
控訴裁判所の對審裁判言渡を對し上告を爲すことを得

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所に於て左の條件を因て公訴を受理す

- 一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局の判決に因て其事件を移すの言渡
- 二 控訴裁判所又ハ大審院の判決に因り其事件を移すの言渡

第三百七十三條 重罪裁判所に移すの言渡確定したる時左の區別に従ひ公訴狀を
作る可し

控訴裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作る可し
始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作り又之重罪裁判所檢察
官の職務を行ふ可き檢事をして之を作らしむ可し

第三百七十四條 公訴狀に左の條件を記載す可し

一 被告事件の始末及び加重減輕の模様

二 被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地

三 豫審に於て集取したる原被の證馮

四 罪名法律の正條及び重罪裁判所に移すの言渡の概略

第三百七十五條 公訴狀ハ重罪裁判所に移すの言渡書に記載したるより以外の事
件又ハ被告人を記載す可からず

第三百七十六條 重罪裁判所に移すの言渡書に同一の被告人に對し附帶非ざる數
個の重罪を記載したる場合に於て檢察官ハ各別に公訴狀を作らるる上にて各別に
辯論を爲すことを裁判所長ハ請求するを得
裁判所長ハ同一の公訴狀に附帶に非ざる數個の重罪を記載したる場合ハ於て其職
權を以て各別に辯論を爲さしむることを得又數個の公訴狀ハ記載したる事件ハ付き
同時に辯論を爲さしむることを得

第三百七十七條

選任可也

被告人數名ある時の各別に其原本を送達す可し

第三百七十八條

重罪裁判所長又ハ其委任を受けたる陪席判事の公訴狀の送達ありたるより二十四時の後書記の立會に依り被告事件ハ付き被告人を訊問し且辯護人を選任したりや否を問ふ可し

若シ辯護人を選任せざる時の裁判所長の職權を以て其裁判所々屬の代官人中より之を選任す可し

被告人及び代官人より異議の申立なき時の代官人一名をして被告人數名の辯護を爲さしめんとを得

辯護人を選任じたるより三日の後に非されハ辯論に取掛んとを得ず

第三百七十九條

辯護人差支ある時若クハ被告人より之を改選す可き正當の事由を

申立たる時被告人自ら辯護人を選任するに非ざるハ前條の規則に従ひ裁判所長より之を選任す可し但辯護人を改選じたる時の三日間辯論を停止す可し

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條の場合に於て訊問の調書を作り辯護人を改選

せらるに付き其式を履行したることを記載す可し 辯論中辯護人を改選し及び辯論を停止したる時の公判始末書に其旨を記載す可し

第三百八十一條 辯護人なくして辯論を爲したる時は刑の言渡の効あかる可し

第三百七十七條第三百七十九條までの規則に背きたるとありと雖も辯論に取掛る

前ハ非されハ被告人より異議の申立を爲すとを得ず

第三百八十三條 辯護人の第三百七十九條の處分ありたる後被告人と接見せらることを

得

又書記局に於て一切の訴訟書類を閲讀し且之を抄寫せらることを得

辯護人を除くの外何人ト雖も重罪裁判所へ移すの言渡ありたるより裁判言渡ある

まで被告人と接見するを得ず但被告人現お勾留を受くる地の裁判所長の允許を得たる時に此限に在らず

第三百八十三條 檢察官及び民事原告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録の開廷より一日前之を被告人に送達す可し

被告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録の同上の期限内に書記より之を檢察官に送致し民事に付し呼出したる證人の氏名目録の之を民事原告人に送達す可し

第三百八十四條 前條の規則に従ひ豫め氏名を通知せざる證人の陳述の事實參考の爲めに非ざれば之を聴くを得ず但對手人より異議なきことを申立る時の證人として其陳述を聴くと得

第三百八十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫を以て之を呼出す可し

第三百八十六條 裁判長の開庭の旨を當り公廷お於て陪席判事檢察官の面前にて開庭す可きことを陳述す可し但被告人を呼出を可からず

第三百八十七條 裁判長辨論二日以上は渉る可しと思料したる時の重罪裁判所が在の地の裁判所判事一名を以て豫備陪席判事と爲ることを得

第三百八十八條 裁判官 檢察官及び書記各其席お就きたる後即時に訊問及び辨論に取掛る可し

裁判長の先づ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可し 若し其答辭と豫審中の陳述と齟齬ありと雖も公訴狀お記載したる被告人は相違なき時の引續き辨論を爲す可し

第三百八十九條 書記の呼出したる證人の氏名を呼立つ可し 其呼立お應じたる証人の扣席に退りしむ陳述を爲すに當り順次に之を呼入る可し

第三百九十條 裁判長の書記をして公訴狀を朗讀せしむるに付し注意して聴く可き

ことを被告人に告知す可し

第三百九十一條

裁判長の書記前條の朗讀を終りたる後被告人を訊問す可し
被告人豫審中に白狀したる事件を確認せず又之を取消せんとする時の其事由を
辨明せしむ可し

被告人の白狀ありと雖も仍ほ其取調を爲さざる可からず

第三百九十二條

裁判長の前條の訊問を終たる後證據を差出さば從ひ其證據に付き辨
解を爲し且自己の利益と爲る可き反証を差出すを得可きことを被告人に告知す可し

第三百九十三條

裁判長の原告証人陳述を終りたる毎に被告人に意見ありや否を
問ふ可し

第三百九十四條

証人の陳述と爲したる後其拒席に留る可し但裁判長より退廷の允
許を得たる時の此限を在らず
陪席判事檢察官被告人及び民事原告人の更証人を訊問すると又証人と對質せし

ひるとを請求するを得

裁判長の職權を以て前項の處分を爲すことを得

第三百九十五條

裁判長の証人愛憎畏懼の念を生じ被告人の面前に於て充分なる陳
述を爲すことを得ざる可しと思料する時の檢察官民事原告人の請求に因り又の職
權を以て其証人の陳述中被告人を退席せしむることを得

裁判長の証人陳述を終りたる後再び被告人を公廷に呼入れ其陳述したる條件を
告知し且被告人の意見ある時の之を申立しむ可し

第三百九十六條

裁判長の第三百九十五條の手續の終りたる後公訴を付き辯論の
終結したることを旨渡す可し

第三百九十七條

檢察官及び被告人の辨論中發見したる條件に付き豫審を求むる
ことを得裁判所は於て其請求を認可したる時の重罪裁判所の判事一名をして豫審を
爲し且其報告書を差出さしむ可し

第三百五十七條第一項の規則本條にも亦之を適用す

第三百九十八條 辨論終結の言渡ありたる時の檢察官法律適用の爲め其意見を陳述す可し

被告人及び辨護人の檢察官の意見其當を得ざることを辨論するを得

第三百九十九條

前條の辨論を終りたる後民事原告人の私訴に附き其請求する所を

陳述す可し被告人辨護人及び民事擔當人は答辨を爲すことを得

檢察官の私訴に付き其意見を陳述す可し

裁判所に於ての私訴の辨論と延期するを得但閉廳前之を判決と可し

第四百條

被告事件重罪にして且證據充分なる時の法律お從ひ刑の言渡を爲す可し

又第二百二十四條第三以下の場合に於ての免訴の言渡を爲し且被告人を放免す可し

第四百一條

犯罪の證據充分ならざる時の無罪の言渡を爲し且被告人を放免す可し

又原被告の要償に付き第三百九十九條の規則お從ひ裁判言渡を爲す可し

第四百二條

辯論中公訴狀お記載したる事件に附帶せざる他の重罪輕罪を發見した

る場合に於て檢察官の請求ある時は重罪裁判所を開きたる裁判所の判事一名をし

て豫審を爲さしめ本會又は次會に於て本案の事件と共に之を裁判す可し

第四百三條

檢察官其他訴訟關係人の重罪裁判所の對審裁判言渡お對し上告を爲す

とを得

第四百四條

閉廳裁判を爲すには裁判長書記をして公訴狀及び必要ありとする豫審

書類を朗讀せしめ又原被告証人の陳述を聴く可し

檢察官は法律の適用に付き意見を陳述し民事原告人と要償に付き意見を陳述す可

し

民事擔當人の答辨することを得

第四百五條

閉廳裁判言渡書の檢察官其他訴訟關係人の請求に因り本人又其住所

送還す可し

第四百六條 闕席裁判に係る刑の言渡に對しての檢察官に非ざれば上告を爲すことを得ず

民事原告人及び民事擔當人の私訴の裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四百七條 關席裁判に因り刑の言渡を受けたる者の刑の期滿免除に至るまで何時

もても故障を爲すことを得但捕に就きたる時の十日内お故障を爲す可し

第四百八條 故障の申立の闕席裁判を爲したる重罪裁判所に之を爲す可し

重罪裁判所に於ての先づ其故障を受理す可きや否を判決す可し

其故障を受理す可き者と判決したる時の本會又の次會に於て通常の規則に從ひ更に裁判を爲す可し

第四百九條 闕席裁判を爲したる重罪裁判所閉廳の後の其地を管轄する控訴裁判所の故障の申立を爲す可し

第五編 大審院の職務

第一章 上告

控訴裁判所に於て其故障を受理す可き者と判決したる時の通常の規則に從ひ更に重罪裁判所の言渡を受く可きの言渡を爲す可し

第四百十條 檢察官及び被告人の豫審又の公判の言渡に對し左の場合に於て上告を爲すことを得

一 法律に背き忌避の申立を認可せざる時

二 裁判所の構成規則に背きたる時

三 法律に背き管轄違反の管轄なりとの言渡若くは管轄が非ざる裁判所に事件を移すの言渡ありたる時

四 法律に於て無効の記載ある規則に背きたる時又は無効の記載なき規則に背きたるに因り異議の申立ありたる場合に於て之を認可せざる時

五 法律が背き公訴を受理し又の受理せざる時
 六 法律に定めたる場合に於て檢察官の意見を聴かざる時
 七 裁判所に於て請求を受つたる事件に付し判決を爲さず又の職權を以て判決するを得可き場合を除くの外請求を受けざる事件に付し判決を爲したる時
 八 裁判言渡を公行せず又の傍聴を禁ずるの言渡なくして訊問及び辨論を公行せざる時
 九 事實及び法律に依り言渡の理由を付せず又の其理由の齟齬ある時
 十 擬 律の錯誤ある時
 十一 越 權の處分ある時
 第四百十一條 冤訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め定めたる規則に背きたる又の犯罪の場所及び管轄違ありと雖も上告を爲すことを得ず

第四百十二條 民事原告人被告人及び民事擔當人の私 訴に關する豫審又の公判の言渡は對し第四百十條に定めたる理由に付し上告を爲すことを得
 第四百十三條 上告の對手人の大審院の判決あるまで何時にても附帶の上告を爲すことを得
 大審院檢察長も亦附帶の上告を爲すことを得
 第四百十四條 上告の期限の三日ありとす但 豫審に付ての言渡書の送達ありたるより起算し公判に付ての言渡ありたるより起算す
 第四百十五條 豫審又の公判の言渡に對し上告ありたる時勾留保釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す
 第四百十六條 上告を爲さんとする者の其申立書を原裁判所の書記局に差出す可し上告の申立書の其申立ありたるより二十四時内お書記より之を對手人に送達す可し

第四百十七條 上告申立人の其申立と爲したるより五日内は趣意書を原裁判所の書

翰局に差出す可し其申立より二十四時以内は書翰局に差出す可し其申立より二十四時

内は書翰局に差出す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より

第四百十八條 對手人の上告趣意書を受取りたるより五日内に答辨書を原裁判所の

書記局に差出す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より

書記の其答辨書を受取りたるより二十四時内は之を上告申立人に送達す可し其申立より

第四百十九條 檢察官より差出す可き上告趣意書又の答辨書の二通を作り一通を大

審院に差出し一通を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

私訴の裁判言渡に對し訴訟關係人より差出す可き上告趣意書又の答辨書に付ても

亦同じ

第四百二十條 書記の前數條に定めたる期限經過したる後速かに訴訟書類及び上告

書類を其裁判所の檢察官に差出す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し其申立より二十四時以内は之を對手人に送達す可し

代理人に報知す可し

第四百二十五條 開廷の日あり公庭に於て専任判事其報告書を朗讀す可し

検事長及び代理人は各其趣意を辨明す可し

私訴の上告に付て検事長最終其意見を陳述す可し

第四百二十六條 上告申立人又對手人より代理人を差出さる時は其儘めて判決を爲す可し

第四百二十七條 大審院に於て上告の理由なきとする時は之を棄却せるの言渡を爲す可し

第四百二十八條 大審院に於て豫審又は公判の言渡に對する上告に付き破毀の原由ありとする時は其言渡の全部を破毀し其事件を他の裁判所に移すの言渡を爲す可し但後の數條に記載したる場合は此限に非らず

第四百二十九條 擬律の錯誤若くは法律に背き公訴を受理し又は受理せざると因

り原裁判言渡を破毀したる時は其事件を移すとき大審院に於て直ちに裁判言渡を爲す可し

第四百三十條 豫審又は公判の手續規則に背きたるときは雖も其後の手續に利害を及ぼさざる時其事件を他の裁判所に移すとなく止た其手續を破毀す可し

第四百三十一條 豫審又は公判の言渡の幾分に對し上告ありたる場合に於て他の部分關係わらざる時大審院に於て其上告に係る部分を破毀し法律に従ひ直ちに相當の裁判言渡を爲し又其事件を他の裁判所に移す可し

第四百三十二條 大審院に於て原裁判言渡を破毀し直ち裁判言渡を爲したる時原裁判所又他の裁判所をして其執行を爲さしむ可し

第四百三十三條 大審院に於て破毀したる事件を他の裁判所に移すの言渡を爲す可き時原裁判所に接近したる同等の裁判所と定示す可し其單に私訴に係る事件の之を民事裁判所に移す可し

第四百三十四條

法律に係る大審院の判決の確定の者とする
大審院より送付を受けたる裁判所の裁判言渡は對しての通常の規則に從ひ更に上告を爲すことを得

第四百三十五條

法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又ハ相當の刑より重き刑を言渡したる場合に於て定期内の上訴する者なくして其裁判言渡確定したる時の大審院檢察長より司法卿の命に因り又ハ職權を以て何時にても非常上告を爲すことを得

非常上告ありたる時の原裁判言渡を破毀し大審院に於て直ちハ裁判言渡を爲す可し

第四百三十六條

左の場合に於てハ大審院の裁判言渡に對し檢察長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得

一 大審院に於て前數條を定めたる式を履行せざる時

二 訴訟關係人より申立てたる條件に付き判決を爲さざる時

三 同一の裁判言渡に付き二箇の條件齟齬したる時

第四百三十七條

哀訴を爲さんとする者の裁判言渡ありたるより三日内に書記局に其申立てを爲す可し

書記の申立書を受取りたるより三日内之を對手人ハ送達し對手人の同一の期限内内ハ其答辨書を差出す可し

大審院に於てハ通常上告の規則に從ひ哀訴の判決を爲す可し

第四百三十八條

大審院の裁判言渡ハ其言渡ありたるより三日間又哀訴ありたる時の其判決あるまで執行と停止す

第二章 再審の訴

第四百二十九條

再審の訴ハ左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對し被告人の利益の爲め之を爲すことを得但裁判確定の後ハ非されハ之を爲すことを得ず

- 一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日に當り殺されたりと認められし者現に生存し又ハ犯罪前既に死去したるの確證ありたる時
 - 二 同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたる時
 - 三 犯罪ある以前に作りたる公正の證書を以て當時其場所に在らざることを證明したる時
 - 四 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時
 - 五 公正の證書を以て訴訟書類に偽造又ハ錯誤あることを證明したる時
- 第四百四十條 再審の訴を爲すとを得可き者左の如し
- 一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官
 - 二 刑の言渡を爲したる裁判所と管轄する控訴裁判所の檢察官
 - 三 大審院檢察長但司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲す可し
 - 四 刑の言渡を受けたる者

- 五 刑の言渡を受けたる者死去したる時其親屬
- 第四百四十一條 再審の訴ハ刑の消滅したるに拘りらず何時も之を爲すとを得
- 第四百四十二條 再審の訴を爲さんとする者の其趣意書ハ原裁判言渡書の謄本及び證憑書類を添へて之を原裁判所の書記局に差出す可し
- 原裁判所の檢察官ハ其書類に意見書を添へて之を大審院檢察長に差出す可し
- 原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察長自ら再審の訴を爲さんとする時の前項の手續に従ひ其書類を差出す可し
- 第四百四十三條 大審院に於てハ檢察長の請求に因り速かに専任判事一名をして其取調を爲し報告書を差出さしむ可し
- 第四百四十四條 大審院に於てハ他の事件を關し刑事局判事全員會議局に集會し専任判事の報告書及び檢察長の意見書に依り判決を爲す可し
- 第四百四十五條 大審院に於て再審の理由あることを認めたる時の原裁判言渡を破毀

し公訴及び私訴に付し再審を爲す可きことを言渡し其事件を原裁判所と同等ある他の裁判所に移す可し

其送付を受けたる裁判所に於て通常の規則に従ひ裁判を爲す可し

第四百四十六條 死者の親屬より再審の訴を爲したる場合は於て大審院にて再審の理由あることを認めたる時の其事件を他の裁判所に移すとなく原裁判言渡を破毀す可し

第四百四十七條 再審の裁判に因り無罪の言渡ありたる時又前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時の其者の名譽を復する爲め其言渡書を掲示公告す可し

第三章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條 通常裁判所と特別裁判所とを問ひて管轄に非ざるの言渡を爲し其言渡確定したる時又忌避の理由若くは非常の事變に因り訴訟事件を管理するに能はざる時の檢察官其他訴訟關係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すを得

大審院檢察長の司法卿の命に因り又職權を以て其訴を爲すを得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者の其趣意書に訴訟書類を添へ之を大審院の書記局に差出す可し

第四百五十條 大審院に於て刑事局判事五名以上會議局に集會し専任判事の報告書及び檢察長の意見書に依り裁判管轄を定むるの訴を判決し其事件を管理す可し

第四章 公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第四百五十一條 犯罪の性質被告人の身分員數地方の民心其他重大ある事情に因り

裁判を對し紛擾又は危険を生むるの恐ある時の公安の爲め其事件を同等ある他の裁判所に移すを得

第四百五十二條 公安の爲め裁判管轄を移すの訴に司法卿の命に因り大審院檢察長より其院に之を爲す可し

第四百五十三條 大審院に於ては會議局にて訴訟關係人の申立を聴くとなく速に前條の訴を判決す可也

第四百五十四條 被告人の身分地方の民心又ハ訴訟の模様に因り裁判の公平を維持せんと能ハざるの恐ある時の嫌疑の爲め其事件を同等ある他の裁判所に移すことを得

第四百五十五條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ハ管轄裁判所の檢察官其他訴訟關係人より之を爲すとを得

民事原告人嫌疑ある裁判所に私訴を爲し又被告人其裁判所お於て異議の申立なくして本案に付き辯論を爲したる時の前項の訴を爲すとを得ず

第四百五十六條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すハ其趣意書一通を原裁判所の書記局に差出す可也書記の速に一通を對手人に送達し對手人の其送達ありたるより二日内ハ答辯書を

差出書と返書

第四百五十七條 大審院に於ては第四百五十五條の規則に従ひ前條の訴を判決す可也

第四百五十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時の裁判所に於て其訴訟手續を停止せ

第六編 裁判執行復權及赦免
第一章 裁判執行

第四百五十九條 重罪輕罪違警罪の刑ハ裁判確定の後に非ざれば之を執行す可也

第四百六十條 死刑の言渡確定したる時の檢察官より速に訴訟書類を司法卿に差出す可也

司法卿より死刑を執行す可きの命令ありたる時の三日内ハ其執行を爲す可也
第四百六十二條 死刑を除くの外刑の言渡確定したる時の直に之を執行す可也

第四百六十二條 刑の執行の原裁判所の檢察官又ハ大審院より命を受けたる裁判所の檢察官の指揮に因り之を爲す可シ

罰金科料裁判費用及ヒ沒收物品の檢察官の命令書に依り之を徵收す可シ

破毀又ハ廢棄と可シ沒收物品の檢察官之を處分す可シ

第四百六十三條 死刑の執行付てハ書記其始末書を作り刑の執行規則に従ヒ立會

を爲したる官吏と共に署名捺印す可シ

其他刑の執行は關する方法細目の別に規則を以て之を定む

第四百六十四條 裁判言渡確定シ又ハ闕席裁判ありたる時其刑の言渡を爲し

裁判所の書記既決犯罪表と作り左の條件を記載す可シ但大審院は於て刑の言渡を

爲したる時其執行を爲したる裁判所の書記之を作る可シ

一 犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地

二 罪名刑名

三 再犯言渡書の原本

四 裁判言渡を爲したる年月日

五 對審裁判又ハ關席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表の二通を作り一通を司法省に送致し一通を其裁判所の書記局に藏置す可シ

違警罪の既決犯罪表の一通を作り其裁判所の書記局に藏置す可シ

第四百六十六條 刑の言渡を受けたる者其言渡の條件付き疑義の申立又ハ其執行

付と異議の申立を爲したる時刑の言渡を爲したる裁判所は於て之を判決す可

シ

第四百六十七條 刑の言渡を受けたる者逃亡の後捕に就きたる場合に於て人違の

申立ありたる時之を認定する爲め前に其罪を認めたる裁判所に送致す可シ

裁判所に於て本犯あると認定すると能はざる時事實參考の爲め會て其事件に

干預したる裁判官檢察官書記及び原被告の証人と呼出せしむるを得

第四百六十八條 前二條の場合に於て公廷にて刑の言渡を受けたる者の申立及び

檢察官の意見を聴き裁判言渡を爲す可し但其言渡が對して上訴を許さず

第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人に償還す可き裁判費用に付き其言渡の執行

の通常民事の規則に従ふ

第二章 復権

第四百七十條 復権の願の刑法第六十三條を定めたる期限経過したる後刑の言渡を

受けし者より司法卿あ之と爲す可し

復権の願書に本人署名捺印し現に住する地の始審裁判所の檢事あ之を差出す可

し

第四百七十一條 復権の願書に左の書類を添ふ可し

一 裁判言渡書の原本

三人 主刑の満期特赦又は期満免除と爲りたることを證明する書類

三 假出獄及び仮に監視を免せられたるの證書

四 賠償及び裁判費用を辯済し又其義務と免かれたるの證書

五 過去現在の住所及び生計と記載する書類

第四百七十二條 檢事の願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書を添

へ之を控訴裁判所檢事長に差出す可し

第四百七十三條 檢事長へ更に必要の取調を爲し復権の願に關する書類に意見書を

添へ之を司法卿に差出す可し

第四百七十四條 司法卿の復権の願に關する書類を檢閱し其願ひを允許す可き者と

認然たる時速かに上奏す可し

第四百七十五條 勅裁及び司法卿の意見に因り復権の願を棄却したる時の司法卿

が其旨を控訴裁判所檢事長に通知し檢事長より願書を差出したる始審裁判所檢事

第四百八十八號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

第四百八十九號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

第四百九十號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

第四百九十一號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

第四百九十二號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

第四百九十三號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

第四百九十四號 警察官の職務 警察官の職務は、法律の執行に當り、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。但し、法律の執行に當り、必要の範囲内において、その職務の範圍を擴張し、或は縮小する事を得ない。

治罪法参考諸布告目錄

書類送達	一丁
印章	全十八丁
書記局并に訟庭等の諸務	四丁
使丁規則	五丁
裁判管轄	九丁
裁判所順次	卅三丁
治安裁判所	卅五丁
重罪裁判所管轄	卅七丁
商船内犯罪取扱	四十二丁
陪席判事并に補充判事	四十三丁
准現行犯	四十四丁

檢察官起訴之變則

令狀并びに諸書式

檢証及び物件差押

臨檢並に訊問囑託

責付

所屬代官規則

裁判言渡の原本抜書

違警罪に關する變則

控訴上告費用豫納

無能力者代人民事擔當人

變則雜輯

全一四丁

四十五丁

五十三丁

五十四丁

全一丁

五十五丁

五十六丁

五十七丁

全一丁

五十八丁

六十丁

治罪法參照諸布令

第一章 書類送達

書類送達ハ付治罪法第二十四條の制限有之候得とも當分のうち其儀に及ばず候事

第二章 印章

法律上判事檢事書記等署名捺印を要する節相用ふべき印章ハ左の離形ハ照らし各
自彫刻し費用ハ官費支拂又相立候儀と心得べく此旨相達し候事(同法省丁第二十二
号達にりゝる)

官	氏名
勅任方九分曲尺	
奏任方七分曲尺	
判任方六分曲尺	

書記ハ「裁判所書記某」と刻る字体ハ篆楷道宜たるべし但し認め易きを要す
治罪法中犯人証人等押印の條々實印無之者に限り從來の慣例に依り拇印爲致候儀と

心得べし此旨相達し候事(六號達にかゝる)引廻り候事(新舊)
 本年第五十四號公布より任り治安裁判所に於て輕罪裁判所を開くと爲り其管轄輕罪裁
 判所の名稱を用ひ其印を捺し某治安裁判所あてすることを附記すべし左に離形相添
 へ此旨相達し候事(司法省丁第二十七號達にかゝる)

書式離形

於八王子治安裁判所

横濱輕罪
裁判所

印章離形

第二章
 裁判所印章の儀來る明治十五年一月一日以後左の通改正候條各廳に於て調製し印
 鑑を以て可届出此旨相達し候事(司法省丁第三十号達にかゝる)

印章離形

方曲一尺一寸五分

何々
 控訴
 裁判所

始審
 治安
 輕罪
 違警罪

裁判所
 各一顆を彫刻す

字體の篆書を用ひ認め易きを要す且文字の數を據り或ハ「之印」の字を刻むも
 妨げあし

別冊註釋を要せず

第三章 書記局并に訟庭等の諸務

明治十年(六月)第四十七號達大審院裁判所屬を廢し更ニ大審院裁判所書記を置き月
 俸左表の通り相定め候條此旨相達し候事(太政官第九十二號達にかゝる)

大審院
 裁判所書記

判

任

月五十四日 月四十五日 月四十四日 月廿五日 月三十日 月廿五日 月二十日 月十五日 月十三日

書記局其他訟廷等の掌務心得別紙の通り相達し候事(司法省丁第十八号達みかゝる)

書記局其他訟廷等の掌務心得書

第一條 書記局諸般の事務の各員輪轉之を執り務しめ其主掌を定めず

第二條 訟廷の取締被告人扣所の看守の巡査獄卒等とし之を掌せしむ

第三條 訟廷口詰の雇員を以て之に充て訴訟人呼入れ其他訟廷に關する雜事の使用の小使を以て之に充つ可し

第四條 門候を置くとき其廳の便宜に任す若し之を置くとき雇員又小使を以て之を掌せしむ可し

但し東京各裁判所の此限にあらす

第五條 宿直の等外吏員雇員等にて之を務めしめ在宅當番(退廳後を云ふ)の判任官にて順次之を務む可し

但し東京各裁判所の此限にあらす

使丁規則別冊の通り相定め候條明治十五年一月一日より施行いたすべく此旨相達し候事(司法省丁第二十七号達みかゝる)

使丁規則

第一條 各裁判所書記局の刑事民事に關する召喚狀其他書類を送達せしむる爲先其請負人を定め之を使丁取締とす

使丁取締一人とす但し場所により二人以上を命ずるとあるべし

第二條 使丁の使丁取締之を撰び其氏名を書記局に届け出で鑑札を受るものとす使丁の人員の使丁取締適宜に之を定免書記局の許可を受くべし

第三條 使丁取締の送達の事に付總て其責に任するものとす

第四條 使丁取締の常に裁判所にありて送達の事を取扱ふべし

第五條 使丁の送達を爲す時裁判所の鑑札を帶行くべし

第六條 送達の爲めに其法律規則に従ふべし

第七條 使丁取締及び使丁の訴訟につき代理人とありて訟廷に出ることを許さず

第八條 送達の事と關し他人に損害を被らしめるときは使丁取締其償を擔當すべし

但し使丁の過失懈怠に由るときは使丁取締之にお對し更に其償を求むるを得

第九條 送達賃錢の書類の大小は拘らず一通ふ付一里五錢以下とす賃錢の定限は使

丁取締之を申立て書記局之を決し且送達書に其賃錢高を附記すべし

第十條 賃錢の定限は其取締所に貼示し三日以上新聞紙に掲載せ又は其他の方法を以て公告すべし

第十一條 刑事事についての送達賃錢の其送達を受くるものより之を拂ひ置くべし

但し左の場合に於ては書記局より之を拂ひ置くべし

一 檢察官又ハ裁判官より呼出す証人鑑定人通事の呼出し狀

二 檢察官の控訴申立てを被告人への通知及び呼出狀

三 檢察官より被告人へ送達する上告申立書及び趣意書

第十二條 刑事附帶の私訴及び民事に付ての送達賃錢の總て其送達を請求める者より之を拂ふ可し

第十三條 送達賃錢に付ての訴訟は其書類を發したる裁判所に之を爲す可し

第十四條 使丁取締の書類送達を正實に取扱ふ可き旨の書面を書記局に差出す可し

第十五條 使丁取締及び使丁此規則に違背たる時裁判所書記局は使丁取締を左の條件中にて相當の言渡を爲すべし

一 廿圓以下の違約金を納めしむると

二 解職せしむると

三 事情重き者の違約金を納め解職せしむると

第十六條 使丁取締たるものは其裁判所所在地に家屋を有し滿二十一歳以上の者にし

て書記局の試験を経ると要す
使丁取締たるもの身元保証として金五十圓以上の價格ある公債証書地券又の銀行
其他官許ある株券証書を書記局に納む可し

但此保証金の解職の時下戻す可し

第十七條 試験の書記二名以上にて之を爲す可し

但書記不足なるときの雇を以て之に充つ可し

試験の科目左の如し

一 使丁規則

二 請負郡村の地名又の里數

三 普通書簡の書讀

第十八條 實決の刑に處せられたる者及び身代限の處分を受け未だ辨償を終らざる
者の使丁取締又の使丁たることを許さず

治罪法實施に付ての大審院其他各裁判所公庭取締の使用に供するため其院長 所長
の照會に應し一名又の數名の巡查爲相詰又拘留被告人審問中の其護送の巡查或の押
丁をして守卒として公庭に入り看護せしむべし此旨相達候事(太政官第八十六號達
にかゝる)

第四章 裁判管轄

治罪法第四十條に犯罪の地を以て裁判管轄と規定有之候處當分の内犯罪の地分明を
る被告人と雖ども管轄裁判所より囑託ありたる時の其被告人逮捕の地の裁判所之を
管轄すべし(太政官第四十六號布告第二項にかゝる)
刑法治罪法中違警罪裁判所の儀の當分三府五港の市區を除くの外府縣警察署又の警
察分署にて裁判可致候條此旨布告候事(太政官第四十八號布告にかゝる)
各裁判所の位置及び管轄の區畫別表の通改正し明治十五年一月一日より施行候條此
旨布告候事(太政官第五十二號布告にかゝる)

裁判所の位置及び管轄の區別

大							控訴
東							始審
芝	四谷	麹町	京淺草	下谷	京橋	日本橋	治安
區	區	區	區	區	區	區	府縣
東京府武藏							國名
芝區の内							郡名
四谷區 赤坂區 東多摩南豐島の内							名
麹町區 神田區の内 牛込區 南豐島の内							
淺草區 本所區の内 南足立南葛飾の内 北豐島の内							
下谷區 神田區の内 北豐島の内							
京橋區の内							
日本橋區 京橋區の内							

京							
控							
本郷	本所	品川	横濱	横濱	八王子	千葉	千葉
區	區	區	區	區	區	縣	縣
東京府							
武藏							
本郷區 小石川區 神田區の内							
北豐島の内							
本所區の内 深川區 南葛飾の内							
芝區の内 荏原の内							
横濱區 久良岐 橋樹 都筑							
三浦 鎌倉 高座							
足柄上 足柄下 大住 陶綾 愛甲							
南北西多摩							
津久井							
下植生 千葉 印旛 南相馬 東葛飾							
上植生 夷隅 長柄 市原							
海上 香取 匝瑳							
山邊 武射							
天羽 周准 望陀							
全國四郡							

裁							
甲府	濱松	静岡		高橋	太田	高橋	高橋
谷村	掛川	濱松	沼津	下田	静岡	太田	高橋
山梨縣	静岡縣	静岡縣		駿河縣	駿河縣	太田	高橋
甲斐	遠江	伊豆	駿河	伊豆	駿河	太田	高橋
北都留	東山梨	城東	引佐	駿東	那加	新田	多胡
南都留	西山梨	佐野	鹿玉	富士	加茂	山田	胡妻
	東八代	榛原	濱名	田方	内	邑樂	碓氷
	西八代		田名	加茂	内	水	南
	北巨摩		長上	志田	益津	水	北
	中巨摩		敷知	益津	益津	水	北
	南巨摩			益津	益津	水	北

訴							
前橋	熊谷	浦和	宇都宮	栃木	土浦	水戸	水戸
前橋	大宮	熊谷	宇都宮	栃木	下妻	土浦	水戸
群馬縣	埼玉縣	埼玉縣	栃木縣	栃木縣	茨城縣	茨城縣	茨城縣
	武藏	武藏	下野	下野	常陸	常陸	常陸
東群馬	秩父	北碓	北碓	河内	下都賀	真壁	西茨城
北勢	碓氷	碓氷	碓氷	芳賀	寒川	結城	那珂
多佐	碓氷	碓氷	碓氷	鹽谷	安蘇	岡田	久
波	碓氷	碓氷	碓氷	那須	安蘇	豊田	多
利	碓氷	碓氷	碓氷	那須	安蘇	西碓	賀
根	碓氷	碓氷	碓氷	那須	安蘇	西碓	鹿
	碓氷	碓氷	碓氷	那須	安蘇	西碓	島
	碓氷	碓氷	碓氷	那須	安蘇	西碓	ノ
	碓氷	碓氷	碓氷	那須	安蘇	西碓	内

所							
高田	長岡	新發田	新瀧	岩村田	新發田	新瀧	岩村田
高田	六日市	柏崎	長岡	村上	新發田	新瀧	岩村田
新潟縣越後	新潟縣越後	新潟縣越後	新潟縣越後	新潟縣越後	新潟縣越後	新潟縣越後	新潟縣越後
東頸城	南魚沼	刈羽の内	古志 北魚沼 三島 刈羽の内	岩船	北蒲原	新潟區 西蒲原 中蒲原 南蒲原	南佐久

判						
上田	長野	松本	飯山	長野	福島	大町
上田	飯山	長野	長野	長野	長野	長野
長野縣信濃	長野縣信濃	長野縣信濃	長野縣信濃	長野縣信濃	長野縣信濃	長野縣信濃
小縣 埴科の内 更級の内	下高井 上水内の内 下水内	埴科の内 上高井 更級の内	西筑摩の内	東筑摩の内 南安曇の内	上伊奈の内 諏訪	上伊奈の内 下伊奈 西筑摩の内
						東西筑摩の内 南北安曇の内

控

坂

姫路	神戶	宮津	大園	天王寺
姫路	明石	宮津	福知山	天王寺
兵庫縣	兵庫縣	京都府	京都府	京都府
播磨	播磨	丹波	丹波	攝津
多可	明石	全國五郡	天田	南區の内
河加	美加	神戶區	何鹿	西成の内
西用	加東	八郡	桑田	東成の内
印南	加古	菟原	北桑田	島上
神東	古	武庫川	南桑田	島下
神西		川邊	北桑田	能勢
飾東		有馬	南桑田	豐島
赤穂			北桑田	

大

大坂	京都	相川	系魚川
中の島	本田	相川	系魚川
大坂府	伏見	新瀧	佐渡
河攝津	攝津	山城	佐渡
讚良	東區	上京區	西頸城
	南區	愛宕の内	全國三郡
	北區	葛野の内	
	島上	下京區	
	島下	愛宕の内	
	能勢	葛野の内	
	豐島	宇治の内	
		乙訓	
		紀伊	
		久世	
		相樂	
		綴喜	
		宇治	

裁

富山	金澤		福井		彦根	
富山	高岡	小松	金澤	大野	福井	教方
石川縣越中	石川縣		福井縣越前		教方福井縣越前	
庄川以東	射氷の内礪波の内庄川以西	能美江沼	金澤區河北石川	大野	南條今立丹生吉田坂井足羽	教方三方
庄川以東	射氷の内礪波の内庄川以西	能美江沼	金澤區河北石川	大野	南條今立丹生吉田坂井足羽	教方三方

訴

大津	津山	宮高	岡山	備前	洲本	豊岡
小津	大津	高梁	岡山	備前	洲本	豊岡
福井縣若狹	滋賀縣近江	岡山縣美作	備前	備前	兵庫縣淡路	美濃縣祖馬
遠敷大飯	滋賀野洲甲賀栗太蒲生高島	全國十二郡	北房阿賀哲多川上	小田後月軒道窪屋淺口	岡山區全國八郡 加陽宇都	全國八郡

審

所		各		審		判	
高松	中村	高知	脇野	徳島	田邊	和歌山	
丸亀	高松	高知	脇野	徳島	田邊	和歌山	
愛媛縣	高知縣	高知縣	徳島縣	徳島縣	和歌山縣	和歌山縣	
讚岐	土佐	土佐	阿波	阿波	紀伊	紀伊	
那珂多度三野	大内寒川三木山田香川阿野の内	安藝香美長岡土佐吾川高岡	美馬三好麻植阿波	名東名西勝浦那賀海部板野	日高東牟婁	和歌山區伊都那賀名草海部有田	

判

奈	堺	金七	尾	魚津
五	奈	輪	七	津
津	濱	島	尾	
大坂府	大坂府	石川縣	能登	
和	和	泉	登	
宇智吉野葛上忍海高市の内	添上 添下山邊 平群 式上 式下 葛下の内	大縣 安宿 志紀の内 丹北 丹南 八上 古市 石川 錦部	珠洲 鳳至	鹿島 初作

長	所					判	裁
長崎	西郷	鳥取	米子	濱田	松江		
島原	西郷	鳥取	米子	濱田	今市		
長崎縣	島根縣	鳥取縣	米子縣	濱田縣	松江縣		
肥前	島根縣	鳥取縣	米子縣	濱田縣	松江縣		
南高來	全國四郡	全國八郡	全國六郡	全國六郡	神門出雲		大原意宇能義秋鹿島根仁多
長崎區	北高來	東彼杵	西彼杵	の内			

廣	島	控	廣	廣	廣	廣	廣
高山	廣島	尾道	山口	山口	山口	山口	山口
高山	廣島	尾道	山口	山口	山口	山口	山口
山崎	廣島	尾道	山口	山口	山口	山口	山口
飛騨	安藝	備後	備前	備前	備前	備前	備前
大野	廣島區	沼田	安藝	佐伯	山縣	高宮	
吉城	加茂	豐田	安藝	佐伯	山縣	高宮	
益田の内							
	三輪	奴可	三上	三次	惠蘇		
	御調	甲奴	世羅	深津	品治	沼隈	
	蘆田	安那	神石				
	美稱	都濃	佐波	吉敷			
	能毛	大島	玖珂				
	赤間	關區	厚狹	豐浦			
	太津	阿武	身處	通	新美		

訴							
熊本		中津		大分			
山鹿	熊本	豆田	中津	杵築	竹田	佐伯	大分
熊本縣肥後		大分縣		大分縣			
		豐後	豐前	豐後			
山鹿 山本 菊池 玉名		玖珠 日田	下毛 宇佐	東國東 速見の内	直入 大野の内	南海部 北海部の内 大野の内	大分 北海部の内 大野の内 速見の内
(上下) 益城 阿蘇		熊本 鹿 飽田 託摩 宇土 合志					

崎							
福岡		嚴原		福江		平賀	
小倉	岡久留米	福岡	原嚴	江福	江平	唐津	佐賀
福岡縣		長崎縣		長崎縣		長崎縣	
筑前	豐前	筑前	對馬	肥前	肥前	肥前	
遠賀 鞍手	企救 田川 京都 中津 筑城 上毛	全國十郡	福岡區 席田 柏屋 宗像 穗波 早良 嘉麻 上座 下座 夜須 御笠 志摩 怡土 那珂	全國二郡	南松浦 西彼杵の内	北松浦 全國二郡	東松浦 西松浦
						基肄 養父 三根 神崎 佐賀 小城 杵島 藤津	

所				判			
大	秋			盤	盛		
曲	田			井	岡		
大	能	本	秋	盤	宮	盛	
曲	代	庄	田	井	古	岡	
秋	秋			岩	岩		
田	田			手	手		
縣	縣			縣	縣		
羽	陸	羽		陸	陸	陸	陸
後	中	後		前	中	奧	中
仙	山	由	川	西	東	北	賀
北	本	利	透	盤	盤	中	北
平	北		南	井	井	閉	九
鹿	秋		秋	澤	澤	伊	戸
雄	田		田	江	江	北	西
勝				刺	刺	岩	閉
						手	伊
						紫	北
						波	南
						禰	岩
						貫	手
						西	紫
						和	波
							禰
							貫
							西
							和

裁		訴		控		
酒	山	米	若	平	白	
田	形	澤	松		川	
酒	新	米	若	平	白	中
田	庄	澤	松		川	村
山	山	山	福	福	福	
形	形	形	島	島	島	
縣	縣	縣	縣	縣	縣	
羽	羽	羽	越	磐	磐	磐
後	前	前	後	城	城	城
飽	最	東	東	磐	岩	宇
海	上	南	浦	前	瀨	多
(東)		置	原	城	安	行
西)		賜		檜	積	方
田				葉	の	
川				菊	内	
				田		
				標		
				葉		
				田		
				村		
				の		
				内		

東京 大坂 長崎 函館 名古屋 宮城 廣島

始審裁判所

東京 横濱 新潟 浦和 千葉 熊谷 土浦 木更津 栃木 宇都宮
前橋

水戸 甲府 静岡 上田 長野 高田 濱松 松本 長岡 新發田 相川

以上東京控訴裁判所管内

京都 大坂 神戸 堺 奈良 和歌山 姫路 大津 園部 彦根 宮津 洲本
田邊 徳島 岡山 豊岡 津山 脇町 高松 福井 金澤 富山 七尾 高知 松
山 中村 宇和島

以上大坂控訴裁判所管内

長崎 佐賀 平戸 福岡 熊本 福江 中津 大分 天草 巖原 鹿兒島 宮崎
以上長崎控訴裁判所管内

函館 弘前 八戸

以上函館控訴裁判所管内

名古屋 岐阜 岡崎 安濃津 山田 高山

以上名古屋控訴裁判所管内

仙臺 磐井 福島 米澤 若松 山形 盛岡 白川 平 大曲 秋田 酒田

以上宮城控訴裁判所管内

廣島 尾道 山口 濱田 松江 米子 鳥取 西郷

以上廣島控訴裁判所管内

治安裁判所

治安裁判所に於て輕罪裁判所を開く時其分の内其所在の地警部をして檢事の職務を代理せしむ

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十一號布告にかゝる)

本年(十月)第五十三號布告裁判所名稱區劃表始審の行中相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江巖原天草大曲八戸の名稱を削除し其管轄の相川を新瀧又豊岡を姫路小洲本を神戶に田邊を和歌山に脇町を徳島に高山を岐阜に西郷を松江小平戸福江巖原を長崎に天草を熊本又大曲を秋田に八戸を弘前に合併す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十六號布告あかゝる)

本年(十月)第五十四號を以て輕罪よして豫審を要せざるもの限り治安裁判所に於て輕罪裁判所を開くを得べき旨布告候處當分の内相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江巖原天草大曲八戸の各治安裁判所に於て輕罪裁判所を開き總ての輕罪を裁判することを得べし

但本文の場合に於て訟廷内治罪の手續等の本年第五十四號布告但書の通たるべし

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十七號布告に係る)

重罪裁判所管轄區劃別紙の通相定め明治十五年一月一日より之を施行す

但治罪法第七十二條に從ひ管内便宜の裁判所を於て一ヶ所又ハ數ヶ所開廳とべし
右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十八號布告に係る)

重罪裁判所管轄

- 東京重罪裁判所管轄
- 神奈川重罪裁判所管轄
- 新潟重罪裁判所管轄
- 埼玉重罪裁判所管轄
- 千葉重罪裁判所管轄
- 椛木重罪裁判所管轄
- 群馬重罪裁判所管轄
- 茨城重罪裁判所管轄
- 山梨重罪裁判所管轄

東京始審裁判所管轄の地方

横濱始審裁判所管轄の地方

新潟、高田、長岡、新發田始審裁判所管轄の地方

浦和、熊谷始審裁判所管轄の地方

千葉、木更津始審裁判所管轄の地方

椛木、宇都宮始審裁判所管轄の地方

前橋始審裁判所管轄の地方

水戸、土浦始審裁判所管轄の地方

甲府始審裁判所管轄の地方

静岡重罪裁判所管轄
 長野重罪裁判所管轄
 大坂重罪裁判所管轄
 京都重罪裁判所管轄
 兵庫重罪裁判所管轄
 和歌山重罪裁判所管轄
 滋賀重罪裁判所管轄
 徳島重罪裁判所管轄
 岡山重罪裁判所管轄
 福井重罪裁判所管轄
 石川重罪裁判所管轄
 高知重罪裁判所管轄
 静岡、濱松重罪裁判所管轄の地方
 松本、長野、上田始審裁判所管轄の地方
 大坂、堺、奈良始審裁判所管轄の地方
 京都、園部、宮津始審裁判所管轄の地方
 神戸、姫路始審裁判所管轄の地方
 和歌山始審裁判所管轄の地方
 大津、彦根始審裁判所管轄の地方
 徳島始審裁判所管轄の地方
 岡山、津山始審裁判所管轄の地方
 福井始審裁判所管轄の地方
 金澤、富山、七尾始審裁判所管轄の地方
 高知、中村始審裁判所管轄の地方

愛媛重罪裁判所管轄
 長崎重罪裁判所管轄
 福岡重罪裁判所管轄
 熊本重罪裁判所管轄
 大分重罪裁判所管轄
 鹿児島重罪裁判所管轄
 函館重罪裁判所管轄
 青森重罪裁判所管轄
 愛知重罪裁判所管轄
 岐阜重罪裁判所管轄
 三重重罪裁判所管轄
 宮城重罪裁判所管轄
 松山、高松、宇和島始審裁判所管轄の地方
 長崎、佐賀始審裁判所管轄の地方
 福岡始審裁判所管轄の地方
 熊本始審裁判所管轄の地方
 大分、中津始審裁判所管轄の地方
 鹿児島、宮崎始審裁判所管轄の地方
 沖繩縣管轄の地方
 函館始審裁判所管轄の地方
 札幌根室(札幌根室)本廳管轄の地方
 弘前始審裁判所管轄の地方
 名古屋、岡崎始審裁判所管轄の地方
 岐阜始審裁判所管轄の地方
 安濃津、山田始審裁判所管轄の地方
 仙臺始審裁判所管轄の地方

福島重罪裁判所管轄

福島、若松、平、白川始審裁判所管轄の地方

磐手重罪裁判所管轄

盛岡、磐井始審裁判所管轄の地方

山形重罪裁判所管轄

山形、米澤、酒田始審裁判所管轄の地方

秋田重罪裁判所管轄

秋田始審裁判所管轄の地方

廣島重罪裁判所管轄

廣島、尾道始審裁判所管轄の地方

山口重罪裁判所管轄

山口始審裁判所管轄の地方

島根重罪裁判所管轄

松江、濱田始審裁判所管轄の地方

鳥取重罪裁判所管轄

鳥取、米子始審裁判所管轄の地方

各裁判所の位置及管轄區畫の體本年(十月)第五十三號を以て布告候處北海道(函館

始審裁判所管内を除く)并に沖繩縣の儀ハ當分従前の通其所轄の官廳に於て裁判し

治罪の手續も便宜の取計を爲すべし

但控訴の儀北海道ハ函館控訴裁判所沖繩縣ハ長崎控訴裁判所の管轄に屬す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十九號布告に係る)

本年(九月)第四十八號布告左の通改正と

違警罪の儀ハ本年第三十六號布告に據り明治十五年一月一日より治安裁判所に於

て裁判すべき處當分の内府縣警察署及び其分署に於て裁判せしむべし

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第八十號布告に係る)

本年(十月)第五十三號布告を以て各裁判所の位置及び管轄の區劃改正候ハ付てハ從

前布告布達中等裁判所とあるハ控訴裁判所地方裁判所とあるハ始審裁判所區裁判

所とあるハ治安裁判所と改まり候儀と心得べし

右布達候事(太政大臣司法卿連署第二號布達ハカゝる)

治安裁判所及び始審裁判所の權限左の通制定す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署第八十二號布告にかゝる)

第一條 治安裁判所の訴訟事件を撤解す但諸官廳に對する事件及び商事に係り急速

を要する事件の和解するの限を在りて

第二條 治安裁判所の請求の金額及び價額百圓未満の訴訟は付始審の裁判を爲す

第三條 治安裁判所の人事其他金額を見積る可からざるものを裁判するを得ず

第四條 始審裁判所の請求の金額及び價額百圓以上並み第三條に掲げたる治安裁判

所權外の訴訟に付始審の裁判を爲す

第五條 始審裁判所の其管轄地内の治安裁判所の始審裁判に對する控訴に付終審の

裁判を爲す

但控訴の手續は明治十年第十九號布告控訴手續に照準を爲す

第五章 商船内犯罪取扱

商船内犯罪取扱規則別紙の通制定す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣農商務卿司法卿署名第六十五號布告にかゝる)

官本 商船内犯罪取扱規則(商船内犯罪取扱規則)

第一條 何人たりとも商船内に於て重罪輕罪あることを認知り又ハ重罪輕罪に因り損

害を受けたる者の船長に告訴告發を爲す處を得

第二條 船長告訴告發を受けたる時又ハ重罪輕罪の現行犯あることを知りたる時の

其事件に付假に訊問檢證の處分を爲し且証憑及び事實參考と爲るべき事物を集取

め調書を作るべし但調書を作ると能ひざる時の第三條に記載したる官吏ハ其申立

を爲すべし

前項の場合に於てハ立合人二名以上あることを要す

第三條 船長の證憑及び事實參考と爲るべき事物を取纏め被告人と共に該船碇泊又

ハ着港の地の檢事又ハ司法警察官ハ引渡すべし若し外國の港埠に着したる時の其

地駐劄の領事に之を引渡すべし

第六章 陪席判事并補充判事(治罪法第七十三條參照)

治罪法第七十三條第二項に陪席判事四名と有之候へども當分の内二名と相定候事

（太政官第四十六號布告第三項より）
治罪法第七十三條朱文陪席判事第七十九條第二項補充判事の儀當分其裁判所又ハ院長の臨時指定する所に任じ候條此旨布告候事（太政官第五十五號布告よかゝる）

第七章 准現行犯

治罪法第一百條は准現行犯の場合列記有之候處其舉動犯人と思料るべき者ある時の當分の内現行犯に准へ處分するとを得（太政官第四十六號布告第四項にかゝる）

第八章 檢察官起訴之變則

刑法治罪法實施の儀布告候に付てり當分の内輕罪にして檢察官に於て豫審と要せずと見込むものに限り始審裁判所々在の地を除くの外治安裁判所に於て輕罪裁判所を開き其裁判を爲すとを得べし此旨布告候事（太政官第五十四號布告にかゝる）
但本文の場合よ於て證廷内治罪の手續の便宜可取計且其手續上に付てり上訴を許さず

第九章 令狀并諸書式

治罪法第三百三十三條第三項に家宅搜索の制限有之候へども芝居人寄席飲食店湯屋遊船宿待合茶屋の類の日出前日没後と雖ども其營業を爲す時間又旅籠屋貸座敷の日出前日没後に拘りし搜索致し苦しからず（太政官第四十六號布告第五項よかゝる）
治罪法第二百五條第一項但書司法警察官の令狀を發することを得ざる旨記載有之候とも當分の内現行犯の場合に限り令狀を發し苦しからず（太政官第四十六號布告第七項よかゝる）

治罪法中豫審判事勾引狀と發し勾引せしめたる被告人の時宜に依り其訊問期限四十八時間お在る夜間に限り裁判所又ハ最寄警察署留置場お入置べし此旨布告候事（太政官第五十九號布告よかゝる）
漸法實施後の既決囚の逃走したる者に對し發する刑法第六十二條の令狀ハ總て其刑の執行を爲す地の始審裁判所檢事より發する儀と可心得此旨相達候事（司法省丙

第三十號達にかゝる

書式

治罪法中よ掲げたる送達書呼出狀 召喚 狀勾留狀勾引狀收監狀及宣誓書式別紙の通り相定候條右の照準と可し此旨相達候事(司法省丁第二十八號達にかゝる)

前記の中... 送達書... 照準... 司法省丁第二十八號達にかゝる... 宣... 誓... 書... 式... 別... 紙... 召... 喚... 狀... 勾... 留... 狀... 勾... 引... 狀... 收... 監... 狀... 及... 宣... 誓... 書... 式... 別... 紙... の... 通... り... 相... 定... 候... 條... 右... の... 照... 準... と... 可... し... 此... 旨... 相... 達... 候... 事... (司... 法... 省... 丁... 第... 二... 十... 八... 號... 達... に... か... ゝ... る...)

用紙美濃の類 輪廓寸方凡 堅七寸五分 横五寸四分

送達書

〔一〕送達する書名 壹冊

〔二〕同 壹冊

右使丁を以て(何府縣下何町又ハ何國何郡 何村何番地何某へ)送達せしむる者也

明治 年 月 日

〔何裁判所 所之印〕

書記 〔氏名印〕

割印

受取人の署名捺印若し能はざる時は其事由	送達したる月日時	送達せしむる場所	親屬雇人若くハ戸長へ書類を渡したる時其事由

右致送達候也

使丁 〔氏名印〕

此を中斷して代筆を受取人へ渡し一葉と書記局へ還納せしめ

四十七

呼出狀

書信住所身分職業

〔氏名〕

右〔云々〕の事件に付證人として相尋る儀有之際、何月何日何時何所より出頭可致者也。何同日出頭せざるは於ては罰金を言渡すべし直勾引狀を發する可也。

明治 年 月 日

〔何裁判所之印〕

〔何裁判所書信〕

豫審判事 〔氏名印〕

受取人の署名捺印若し能はざる時は其事

使丁 〔氏名印〕

此呼出狀の出頭の節に於て受取人へ渡す書記局へ差出すべし

用紙美點の紙 綴りせき 謝五十四分 綴りせき 綴りせき

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

召喚狀

〔住所身分職業〕

〔氏名〕

右〔云々〕の事件に付証人の筋有之〔何月日時〕當裁判所に出頭可致者也

明治 年 月 日

〔何裁判所之印〕

豫審判事 〔氏名印〕

使丁 〔氏名印〕

右之通取扱候也

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

割印

〔檢事官印〕 勾 引 狀

〔住所身分職業〕

〔氏 名〕

〔若し氏名分明ならざる
ときり容貌体格等〕

右〔云々〕の事件に付訊問の筋有之當裁判
所へ勾引す可き者也

但本人潜匿したる時の家宅を搜索す可
し

明治 年 月

〔何裁判
所之印〕

〔何〕裁判所

豫審判事〔氏名印〕

書 記〔氏名印〕

五十二

勾引したる被告
人の署名捺印若
し能らざる時の
其事由

執行したる月日

執行したる場所

執行の手續
〔被告人に正本を示し謄本
を下付す〕

家宅搜索を爲し
たる時の其由

勾引するに能ら
ざる時の其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

割 印

〔檢事官印〕 勾 留 狀

〔住所身分職業〕

〔氏 名〕

〔若し氏名分明ならざる
ときり容貌体格等〕

右〔云々〕の件に付治罪法第二百六條の
規則ニ從ヒ〔何所〕監倉ニ勾留す可き者也
但本人潜匿したる時の家宅を搜索す可
し

明治 年 月

〔何裁判
所之印〕

〔何〕裁判所

豫審判事〔氏名印〕

書 記〔氏名印〕

裁

割 印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

五十二

勾留したる被告 人の署名捺印若 し能らざる時の 其事由	執行したる月日	執行したる場所	執行の手續 〔被告人に正本を示し謄本 を下付す〕	家宅搜索を爲し たる時の其由	勾留するに能ら ざる時の其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

〔檢事官印〕 收 監 狀

〔住所身分職業〕
○未遂犯に付減等
未丁年を付減等
自首を付減等
○再犯に付加重

〔若し氏名分明ならざるときは容貌体格等〕
右〔云々〕の事件は付取調を爲したる處本
罪刑法第〔何〕條に該する可き者と
思料す依て檢事の意見を聽き〔何所〕監倉に收監す可き者也
但本人潜匿したる時の家宅を搜索す可し

明治 年 月 日

何裁判所
所之印

豫審判事 〔氏名印〕
書記 〔氏名印〕

割印

收監したる被 告人の署名捺 印若し能はざ る時其事由	執行したる月 日時	執行したる場 所	執行の手續 〔被告人に正本を示し謄本と 下付す〕	家宅搜索を爲 したる時其由	收監するに能 はざる時其 事由

右之通取扱候也
明治 年 月 日
〔巡查又ハ憲兵氏名印〕

是を中斷し一葉を受取人へ渡し
一葉を書記局へ還納すべし

宣明書

明治 年 月 日

追

治罪法第二百八十一條第一項に若し辨護人なくして辨論を爲したる時の刑の言渡の
效あかるべしと有之候得共其裁判所々屬の代言人無之場所に於てハ當分の内辨護人
を用ひざるも其刑の言渡無効の限りハ在らず

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿連署十五年第一號布告に係る)

第十章 檢証及び物件差押

司法官吏より巡查及び兵員を要求使用するにハ左の手續ハ從ふべし此旨相達候事

(太政官第八十二號達ハカ)

第一條 裁判官檢察官及び司法警察官治罪法ニ從ヒ檢証及び物件差押其他職務を行
ふに當り必要ある時の警察署又ハ憲兵屯營ハ照會して巡查又ハ憲兵卒を使用する

とを得

但時機緊急ある時の直ち之を使用するを得

第二條 前條の場合に於て事緊急重要に渉る時の直ち鎮臺又ハ分營に照會して兵力を要求するを得

治罪法實施の上ハ豫審判事檢證及び物件差押の事件に付急速を要する場合直ちに巡査を同行し又ハ所在の巡査を使用する儀も可有之候條豫て可達置此旨相達候事(司法省丙第十五號達にかゝる)

第十一章 臨檢並訊問囑託

治罪法第百六十八條第百七十二條又於て治安判事ハ囑託とを許したる處分の當分の内地の司法警察官にも囑託とを得(太政官第四十六號布告第六項よかゝる)

第十章 刑事裁判所に於て被告人を賣付するハ左の手續ハ從ふべし此旨布告候事(太政官第

四十七號布告よかゝる)

第一條 被告人を賣付するに親屬又ハ故舊より何時にても呼出に應じ出廷せしむべきの證書を其裁判所書記局に差出たらしむべし

第二條 賣付中被告人を呼出ときの出廷より二十四時前に其通知を爲すべし

第三條 被告人呼出を受け正當の事由あくして出廷せざる時の檢事の意を聽き責付を取消すべし

第十三章 代理人

大審院諸裁判所々屬代理人規則別紙之通相定候條此旨相達候事(司法省甲第八號布達よかゝる)

第一條 治罪法中所屬代理人と稱するハ大審院及び各裁判所々在の地に住居する免許代理人を云ふ

第二條 裁判官の職權を以て選任したる代官人辯護人の正當の事由を証明するにあ
らざれば之と辭することを得ず

第三條 代官人の辯護受任中代官免許満期に至り引續き營業せず又ハ廢業すと雖ど
も該事件終結に至るまで其代官辯護を擔當すべし

第四條 代官又は辯護受人中の他の訴訟事件を以て其任を關くと得ず

第五條 裁判官の職權を以て代官人辯護人を選任したる場合に於ても其謝金の被告
人之を擔當すべし
總て謝金に付ての出訴すること許さず

第十四章 裁判官渡書の謄本拔書
治罪法第三百十五條裁判官渡の謄本又ハ其拔書を求むる者の其用紙一枚三錢の費
用を上納する備と可心得此旨布達候事(司法省甲第七號布達にかゝる)

本年(本月)甲第七號布達裁判官渡の謄本又ハ拔書を求むる者代價の儀無資力にし

て上納する能はざる者は限り無代價にて渡すを不苦備と可心得此旨相達候事
(司法省丁第二十一號達にかゝる)

第十五章 違警罪に關する變則罰則
違警罪の審判に關する一切の手續の治罪法に従ふべしと雖ども實際已むを得ざる
場合於てハ當分の内便宜取計ハ其裁判官渡お付てハ總て上訴を許さず此旨布告

候事(太政官第四十四號布告にかゝる)

密賣淫の儀ハ刑法第四百二十五條第十項ハ明文有之候へども當分の内其取締懲罰
ハ従前の通東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

右奉 勅旨布告候事(太政大臣司法卿署名第五十四號布告にかゝる)

第十六章 控訴止告費用豫納
公訴私訴ハ係かる控訴止告及び証人呼出費用等の儀當分左の通相定候條此旨布告

候事(太政官第四十五條布告にかゝる)

刑事裁判所の裁判官渡お對し訴訟關係人より控訴又の上告を爲す者ある時の原裁判所に於て其訴訟費用の金額を算定して之を豫納せしむべし若し豫納する能ざる時の控訴又の上告を爲すは認許せず

豫審又の公判に付証人を呼出さんと請ふ者ある時の裁判所に於て其旅費日當等の金額を算定して之を豫納せしむべし若し豫納する能ざる時は被告の旅費日當を豫納するの資力なき時の治罪法第七十條の制限に従ひ裁判所お於て其費用を立替置べし

治罪法第四百六十二條第二項罰金科料裁判費用及沒收物品の徴収の書記局お於て擔當し會計主任へ引渡す儀と可心得此旨相達候事(司法省丁第二十五號達にかゝる) 第十七章 無能力者。代人。民事擔當人

治罪法お於て無能力者法律お定めたる代人及び民事擔當人と稱する者の左の通り奉執旨布告候事(太政大臣司法卿連署第七十三號布告にかゝる)

無能力者 正丁二日一日離り居る者(治罪法第十七章 無能力者)

○ 未丁年者

一 妻たる者(治罪法第六百六十二條第二項)

二 白痴癡癪人(治罪法第六百六十二條第二項)

三 治産の禁を受けたる者(治罪法第六百六十二條第二項)

法律に定めたる代人(大連大領官官廳並に治罪法第六百六十二條第二項)

未丁年者の父若くは母又の親屬後見人(治罪法第六百六十二條第二項)

二 被夫たる者(治罪法第六百六十二條第二項)

三 治痴癡癪人の保管者(治罪法第六百六十二條第二項)

四 治産の禁を受けたる者の財産管理人(治罪法第六百六十二條第二項)

民事擔當人(治罪法第六百六十二條第二項)

一 未丁年者の父若くは母又の同居の親屬にして監督を爲す者(治罪法第六百六十二條第二項)

二 夫たる者（...）
三 對白痴瘋癲人の保管者

- 四 雇主の...
三 但雇入其雇主の命にたる事件を行ふ時
二 第十八章 變則雜輯

治罪法中刑事の控訴に關する條件に當分の内實施せせ

右奉 勅旨布告候事（大政大臣司法卿連署第七十四號布告に係る）

大審院各裁判所に於て明治十四年十二月三十一日以前審理に着手せし刑事は十五年一月一日以後も雖も治罪法に拘はらず仍は従前の規則に從ひ處分すべし

右奉 勅旨布告候事（太政大臣司法卿連署第八十二號布告に係る）

○増補 案丁 奉告

○明治十五年二月一日第七号布告（治罪法第十九條参照）

治罪法第廿九條第二項海上路程の猶豫は陸路四里の割合を以て一日を加ふるものと

定む

右奉 勅旨布告候事

○明治十五年三月廿二日司法省丙第十号（治罪法第二百八十五條参照）

治罪法第二百八十五條に從ひ調書を作りたる司法警察官を証人とするととき之書記局より報知書を以て出府せしめ宣誓せしむるに及ばず書記の次席に於て陳述すべし此

旨相違候事

○明治十五年四月十二日司法省丁第廿四号（治罪法第二百二十四條参照）

治罪法第二百二十四條の場合に於て豫審判事より巡查をして令狀を他管小帶行せしむるは上告事件殊に急速を要する時に限り輒く其處分を爲すべきものにあらざ又第百

三十五條の場合に於て豫審判事より人相書を發し捜査及び逮捕を命ぜらるる事を請求するものも専ら重大の罪を犯したる被告人に對して發せらるるものには有之被告人所在の

六十二

地を覺知するを能はざるときは罪の輕重を問はず悉く人相書と發するものにあらざるあり此等は兼て注意あるべき事されども猶ほ誤解無之様爲念此段及内訓候也

○明治十五年五月二日司法省丙第十八号(治罪法第二百六十條參照)

治罪法第二百六十條の場合に於て被告人を重罪裁判所開廳の地の監倉へ移すときは檢事は前令狀に檢事長の命令書の寫を添へて重罪裁判所檢察官に送致し其檢察官は是等の書類を其地の監倉長に示して被告人を收監せしむるの處分をなすべし其他法律に從ひ被告人を他の監倉へ移す場合に於ても此例を準ずる義と心得べし此旨相達候事

○明治十五年六月十三日司法省丙第二十二号(治罪法第九十六條參照)

治罪法第九十六條に從ひ告發したる官吏を証人として公庭へ呼出す時は本年本省丙第十号達に準じ處分する儀と心得べし此旨相達候事

○但し巡査及び等外吏は此限のうちに丙第十号は前條にあり見合すべし

○明治十五年七月七日司法省丙第三十六号(治罪法第二百七條參照)

治罪法第二百七條第二項公訴裁判費用官に於て擔當すべき場合該金額と裁判所より支出する義と心得べし此旨相達候事

但し従前の場合内訓本文に抵觸する件々は取消候事

○明治十五年六月二十日太政官第貳拾八號布告

明治十四年(十月)第五拾三號布告各裁判所位置管轄區畫表中函館控訴裁判所管轄内開拓使とあるを函館縣に改め同裁判所管轄内左の通追加す

始	審	治	安	府	縣	國	名	區	郡	名			
		札	幌			石	狩	札	幌	區	全國	九	郡
		浦	川			膽	振	此	田	有	珠	室	蘭
						十	勝	勇	拂	白	老	千	歲
						日	高	全	國	七	郡		

札 幌		增 毛		札 幌 縣		天 鹽	全 國 六 郡
岩 内		小 樽		北 見	宗 谷	枝 幸	利 尻 禮 文
後 志		高 島		後 志	小 樽	余 市	美 國 積 丹
古 宇 岩 内		古 宇 岩 内		根 室	全 國 八 郡		
千 島		全 國 八 郡		北 見	斜 里	網 走	常 呂 紋 別
根 室		全 國 七 郡		鉏 路	全 國 七 郡		
厚 岸		全 國 七 郡					

右奉 勅旨布告候事

○同第貳拾九號布告

明治十四年(十二月)第七拾八號布告重罪裁判所管轄區畫中左の通改正す

函館重罪裁判所管轄内

函館の下ふ札幌根室の四字を加へ開拓使(札幌根室)本支廳管轄の地方とある一行を刪る

右奉 勅旨布告候事

○同第三拾條布告

札幌根室の各始審裁判所に於ての當分の内治罪の手續便宜取計且重罪犯の之を審訊し證據擬律按を具へ函館控訴裁判所の批可を得て後宣告をべし

右奉 勅旨布告候事

○明治十五年七月八日第三十三號布告

明治十四年十二月第七十八号を以て重罪裁判所管轄區畫布告候處沖繩縣管内重罪犯罪處分の儀は當分の内同縣に於て審訊し證據擬律按を具へ長崎控訴裁判所の批可を得て後宣告すべし治罪の手續は便宜の取計を爲すことを得

右奉 勅旨布告候事

○明治十五年八月廿一日司法省丁第四十二号

大審院裁判所

本年(八月)第三十九号公布に依り今般内務卿より照會の趣きも有之候に付ては自今醫師たるもの醫業に關する犯罪有之處斷致候節は其都度該宣告文膽本相添へ内務省へ通知候様可致此旨相達候事

○明治十五年十一月十五日第五十三号布告

治罪法第二百六條第二百七條中二十四時内と有之處己むを得ざる場合に於ては當分の内五日以内よ於てするとを得
右奉 勅旨布告候事

明治十五年四月廿四日 出板
同 六月 出板
同 十一月廿五日増補再刷御届
同 十六年六月 出板

定價五拾錢

翻譯人

神奈川縣平民

大久保常吉

牛込區市ヶ谷田町
一丁目拾七番地

東京府平民

法木徳兵衛

日本橋區元大坂町
十一番地

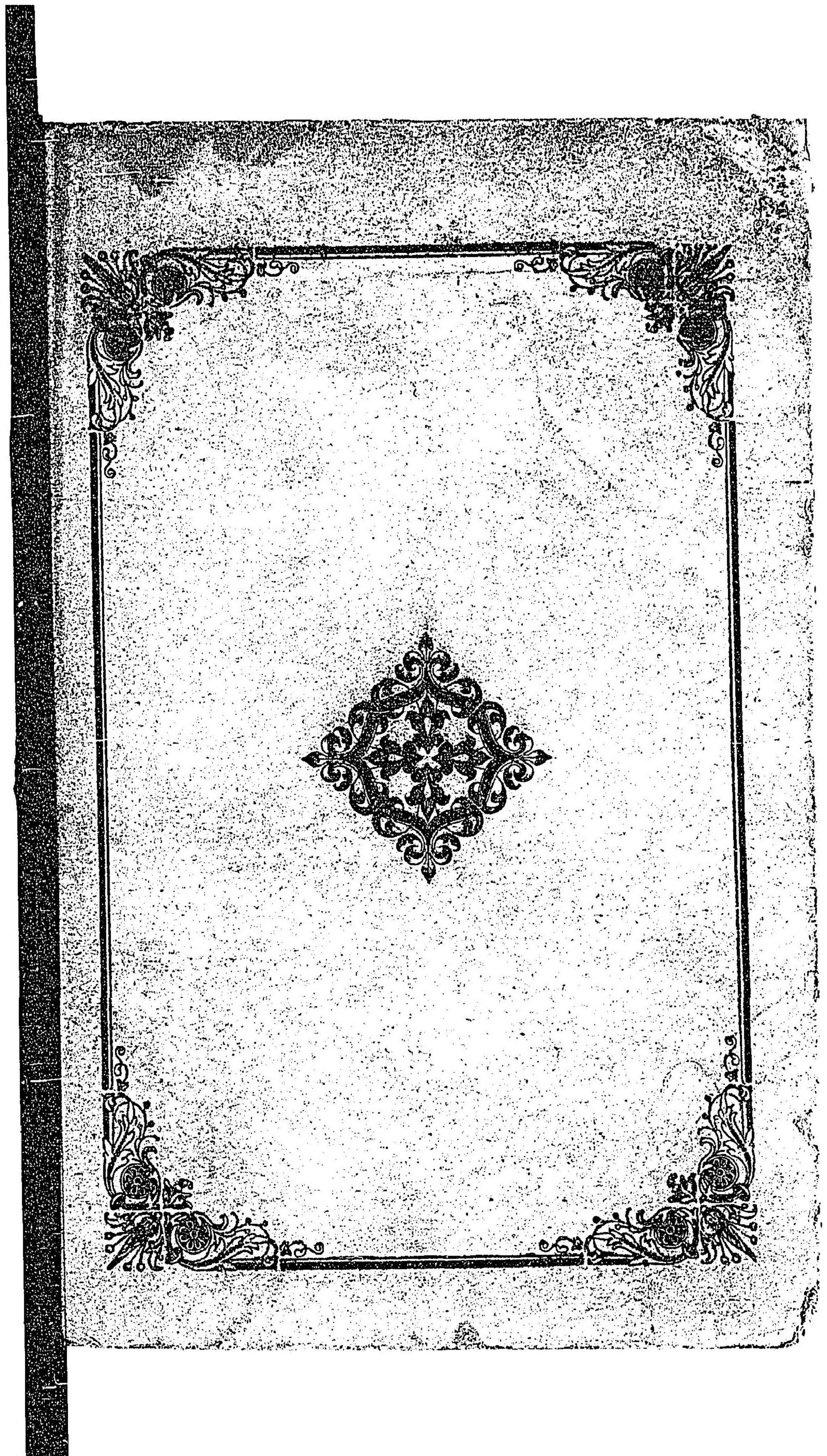
發兌人

東京通油町

水野慶二郎

陸前石ノ巻

淺野利兵衛



正訂補增

大久保常吉訊譯

通俗刑法治罪法

並刑法附則治罪法參考諸布令

明治十五年
第六月發兌

法木書屋藏版

036092-000-3

特14-186

通俗刑法治罪法

大久保 常吉/訓

M16

BBP-0745

